

もっと
知りたい
ことしの仕事
2022

資料編

Q&A

Q.01	令和4年度予算の概要はどのようになっていますか？	156
Q.02	町の借入金(町債)と積立金(基金)はどのくらいあるのですか？	158
Q.03	町の健全性を判断するには？	162
Q.04	町の補助金はどんなところに使われているのですか？	169
Q.05	町ではどのような事業に負担金や交付金を支出しているのですか？	171
Q.06	町ではどのような仕事を民間事業者などに委託しているのですか？	174
Q.07	ふるさとづくり寄付の状況はどのようになっていますか？	177
Q.08	デマンドバス「にこっとBUS」の状況はどのようになっていますか？	178
Q.09	除雪の状況と除雪に関する助成制度はどうなっていますか？	179
Q.10	人件費の概要はどのようになっていますか？	180
Q.11	各種施設の維持管理経費はどの程度かかっているのですか？	182
Q.12	ごみ(資源)の処理経費などはどうなっていますか？	183
Q.13	子どもたちの教育にはどのくらいのお金がかかっていますか？	184
Q.14	令和2年度にはどのくらいのお金が使われたのですか？(町の決算)	185
Q.15	ニセコ町の人口(外国人)推移はどうなっていますか？	186

付属資料

●ごみの分別と捨て方	188	●ニセコ町まちづくり基本条例	190
------------	-----	----------------	-----

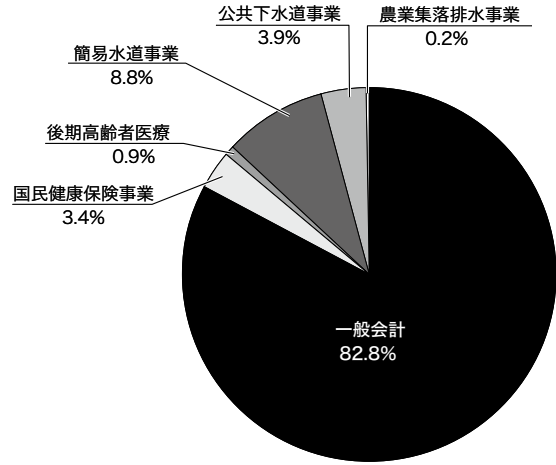
Q.01

令和4年度予算の概要はどのようになっていますか？

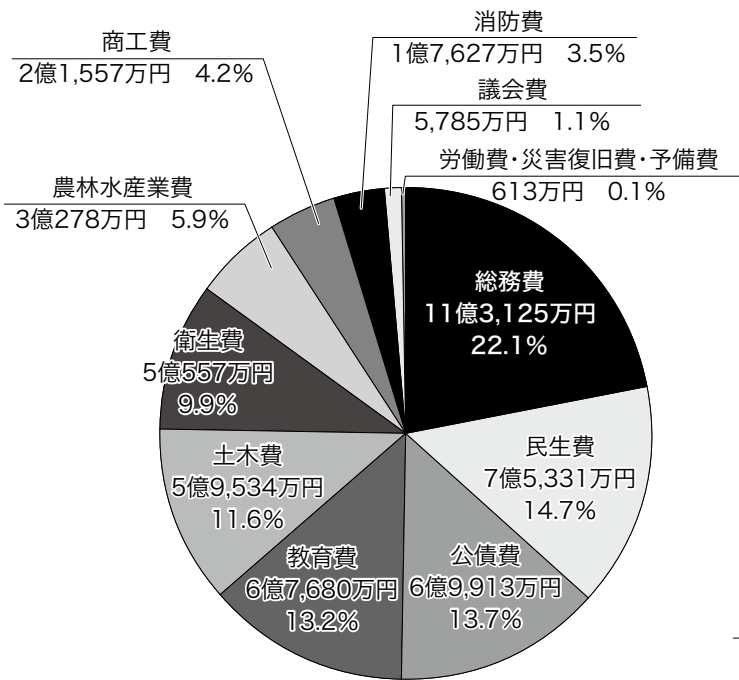
■全会計予算 61億8,010万円(前年度比+4億1,940万円(+7.3%))

[内訳]

一般会計	51億2,000円
国民健康保険事業特別会計	2億1,200万円
後期高齢者医療特別会計	5,750万円
簡易水道事業特別会計	5億4,100万円
公共下水道事業特別会計	2億3,800万円
農業集落排水事業特別会計	1,160万円



○令和4年度一般会計歳出予算の内訳



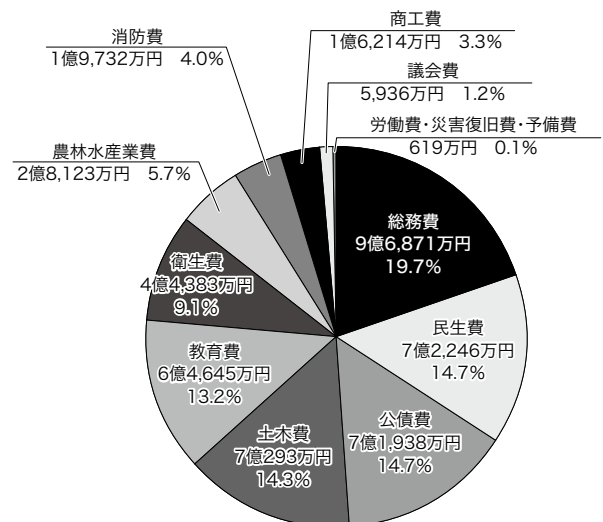
歳出予算額 51億2,000万円

令和4年度の予算は、前年度比+2億1,000万円(+4.3%)になりました。科目では総務費が最も多く、民生費、公債費、教育費と続きます。総務費が増額しているのは、役場旧庁舎の解体工事によるものです。

人件費は各科目に振り分けて計上しています。

※公債費6億9,913万円のうち、元金6億7,351万円、利子2,562万円(一時借入金利子120万円含む)

前年度 (R3) 一般会計 歳出予算額 49億1,000万円



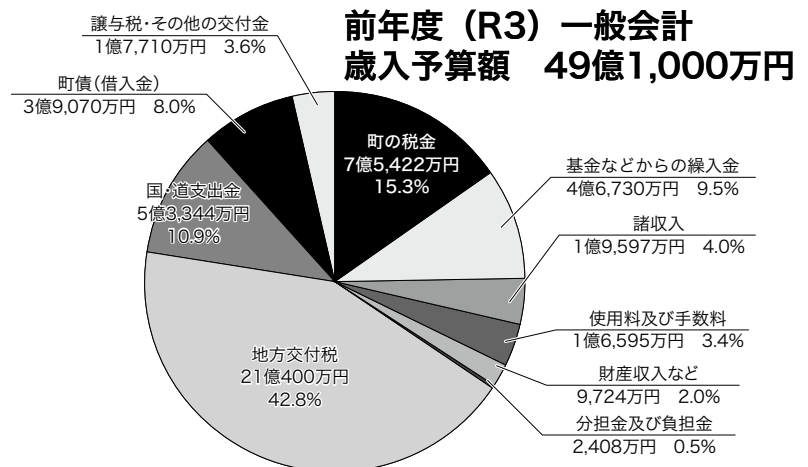
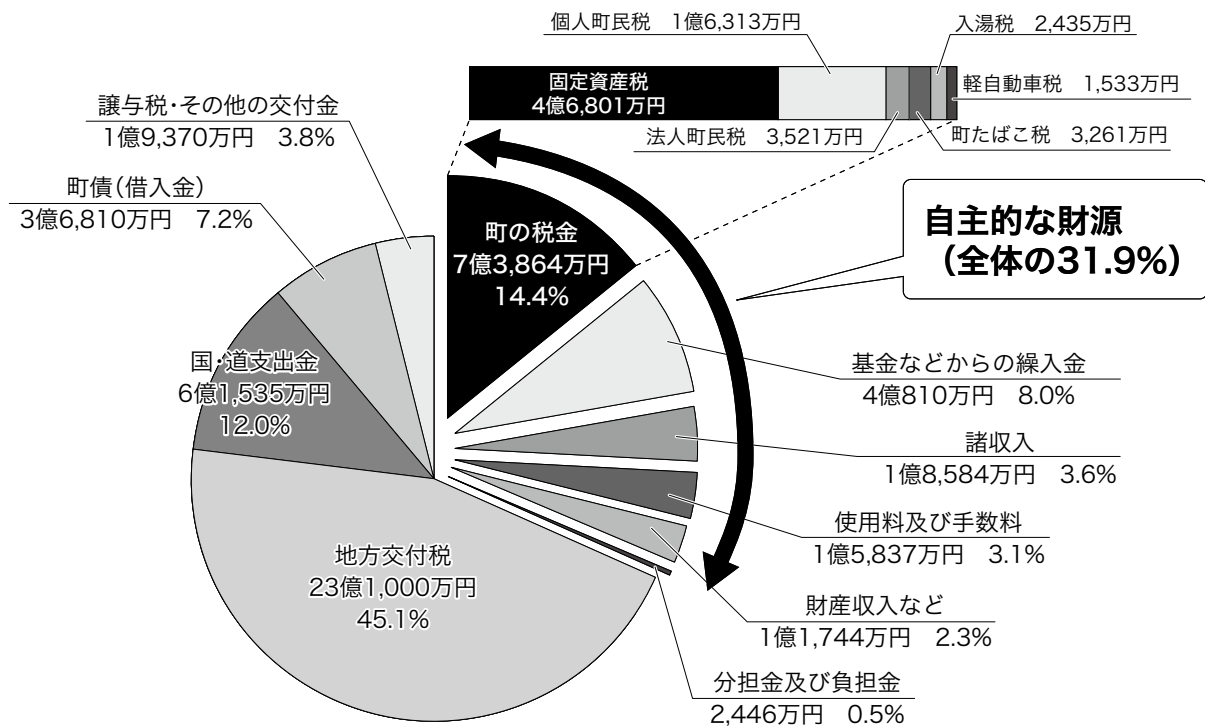
○令和4年度一般会計歳入予算の内訳

歳入予算額 51億2,000万円

町税は、昨年度の新型コロナウイルス徴収猶予措置終了に伴う固定資産税の減額や、観光客数の落ち込みによる入湯税の減額を見込んでいます。地方交付税は前年実績や地方財政計画に基づく算定のほか、指定避難所の環境改善や地方創生推進交付金の活用による特別交付税の増加を見込み23億1,000万円(+9.8%)を計上しています。この地方交付税はニセコ町の歳入で大きな割合を占めていますが、各地方団体への配分額は不透明な状況であるため、今後も安定財源の確保について予断を許さない状況です。

事業の財源に充てる令和4年度の町債は3億6,810万円を計上しました。将来の安定した財政運営のため、計画的な借入れと返済を進め、令和4年度末の町債残高は68億5,390万円となる見込みです。

町税の徴収を始め、国・道支出金等の収入を可能な限り見込み、経費の効率的な執行に取り組むとともに、事業の選択と集中を図りながら、地域経済を活性化させ好循環が生まれるよう更に取り組んでいきます。



Q.02

町の借入金(町債)と積立金(基金)はどのくらいあるのですか？

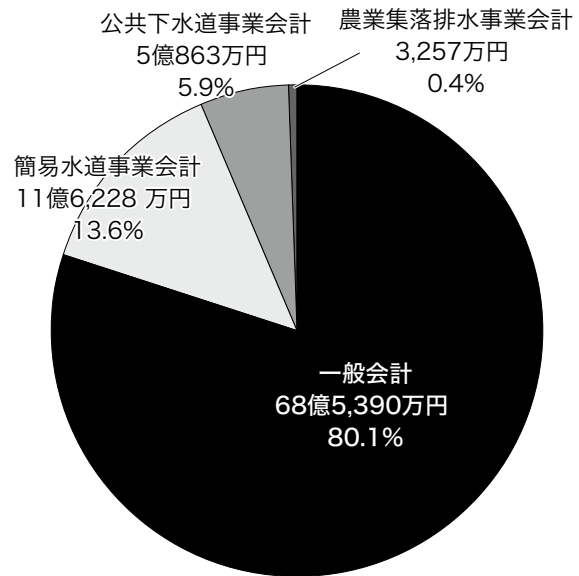
■令和4年度末借入金残高見込み(全会計)85億5,738万円

(前年度末見込み83億8,258万円)

町民一人当たりの借入額 173万円 (令和4年2月28日の住民基本台帳 人口4,940人)

令和4年度末での借入金の残額は、全会計で前年度比+1億7,480万円の見込みです。

自治体は、その年度に使うお金を同じ年度で得る収入(町税や地方交付税など)で賄わなければなりません。多額の費用を必要とする公共事業は通常の収入だけで賄うことができません。また、道路や建物などの公共施設は現在だけでなく次世代も利用しますので、世代間の負担公平を図るために借入れをすることが認められています。

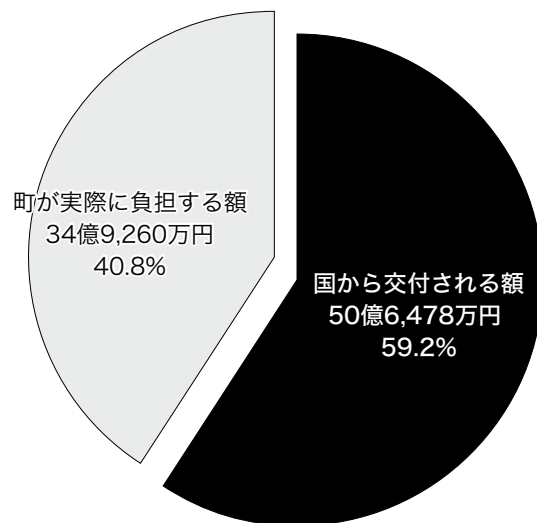


○借入金残高のうち町が負担する額 34億9,260万円

町民一人当たりの借入金負担額 71万円 (令和4年2月28日の住民基本台帳 人口4,940人)

借入金の中には、公共施設などの整備の必要性が高い過疎地域などを支援し、整備が進むように返済額の一部を国が補てんする借入金があります。また、本来、国が補助金や交付金などとして自治体に交付しなければならないものを国に代わって自治体が借入れ、その返済額を国が補てんするものもあります。

このように国が補てんする返済額は、毎年の地方交付税の計算に含まれることで各自治体に交付されています。



※1 借入金の返済に対して国から補てんされる額を将来にわたって正確に算出することはできませんが、およその目安として計算しています。

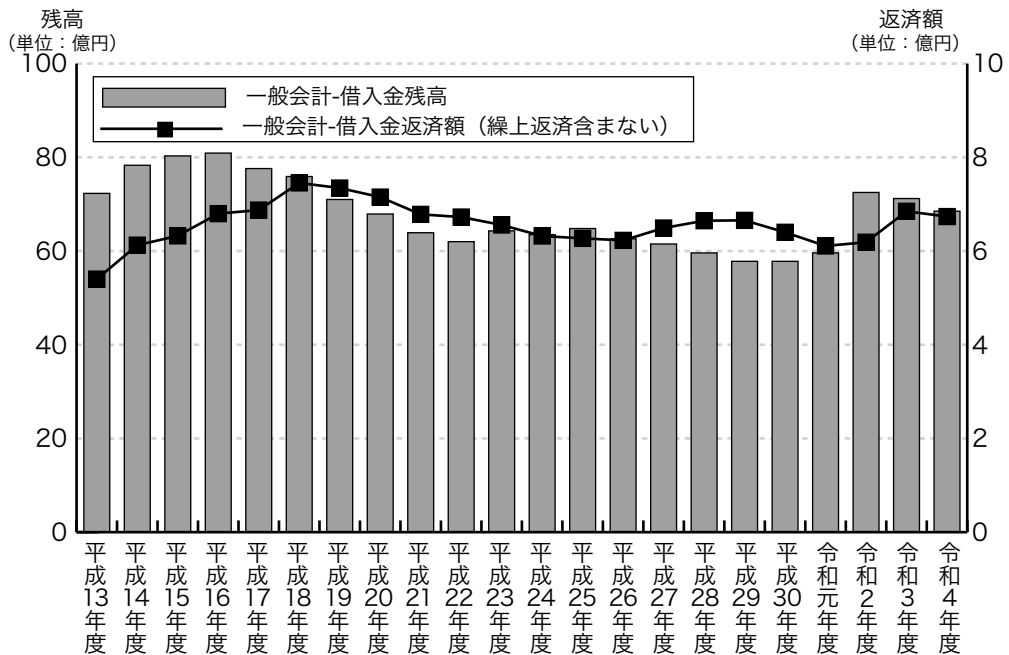
※2 借入金の返済負担の状況は159ページを参照ください。

○借入金の残高と返済額の推移

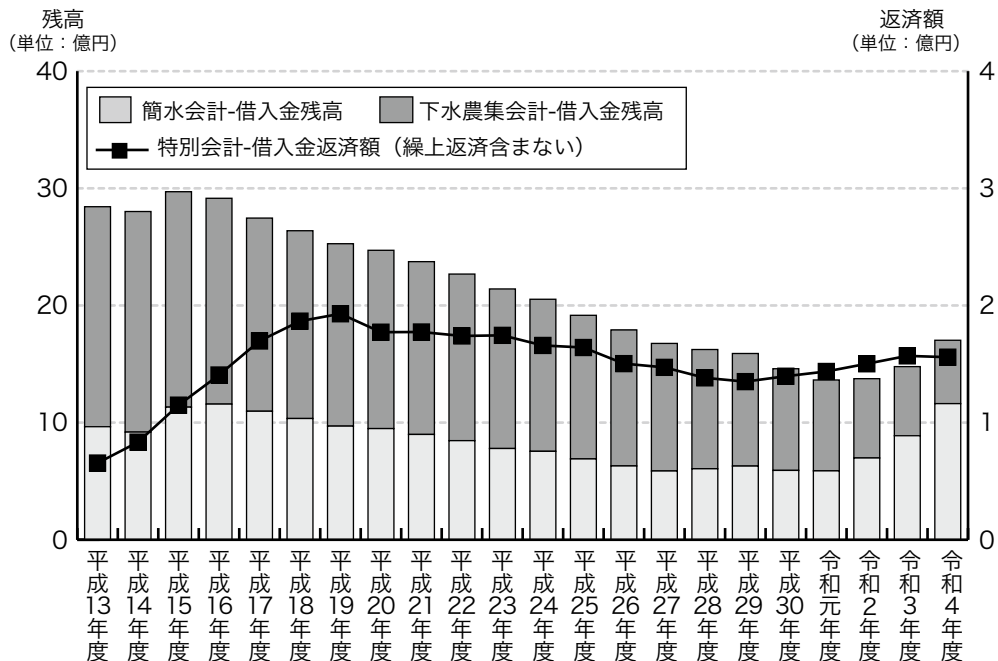
借入金の残高は一般会計で平成16年度、特別会計で平成15年度をピークに年々少なくなっています。令和2年度に予算規模の大きな役場新庁舎・防災センター建設工事を行い借入金残高が増えましたが、令和4年度末残高は過去の投資の償還完了に伴い約68億円となる見込みです。

一般会計の返済額については、役場新庁舎・防災センター建設工事に係る返済が本格的に始まる令和8年度までに計画的な基金積立を行うほか、国から補てんされる有利な借金の利用や中長期的な視点での借入額の平準化など、将来に過度な負担を残さない財政運営をしていかなければなりません。

〈一般会計〉

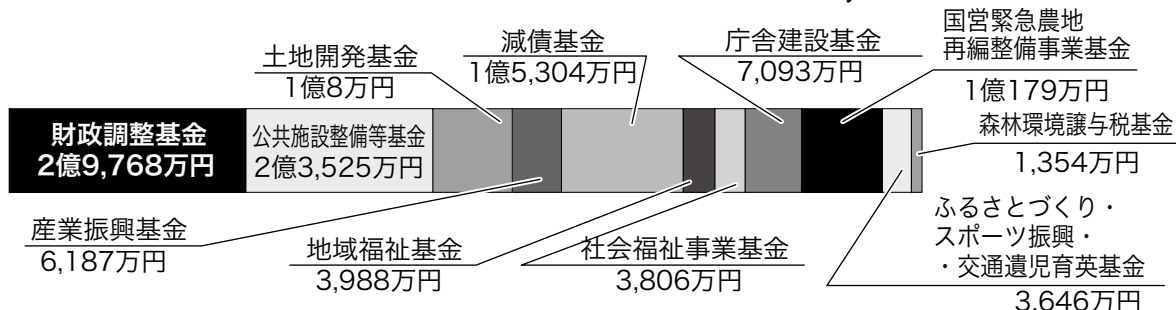


〈特別会計〉

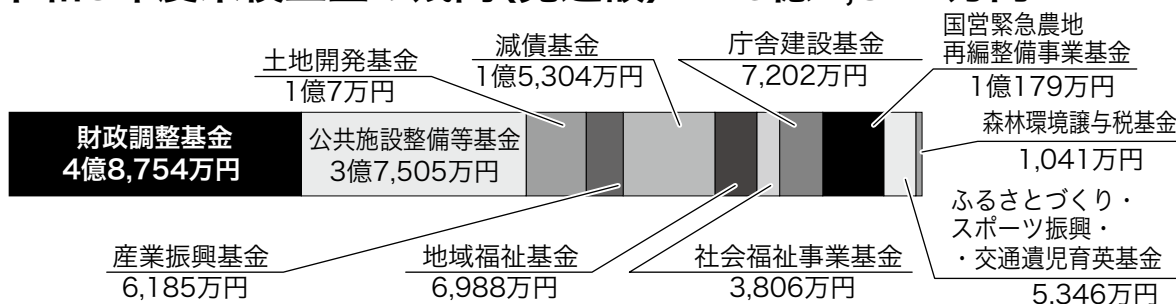


■一般会計の積立金(基金)の残高

○令和4年度末積立金の残高(見込額) **11億4,858万円**



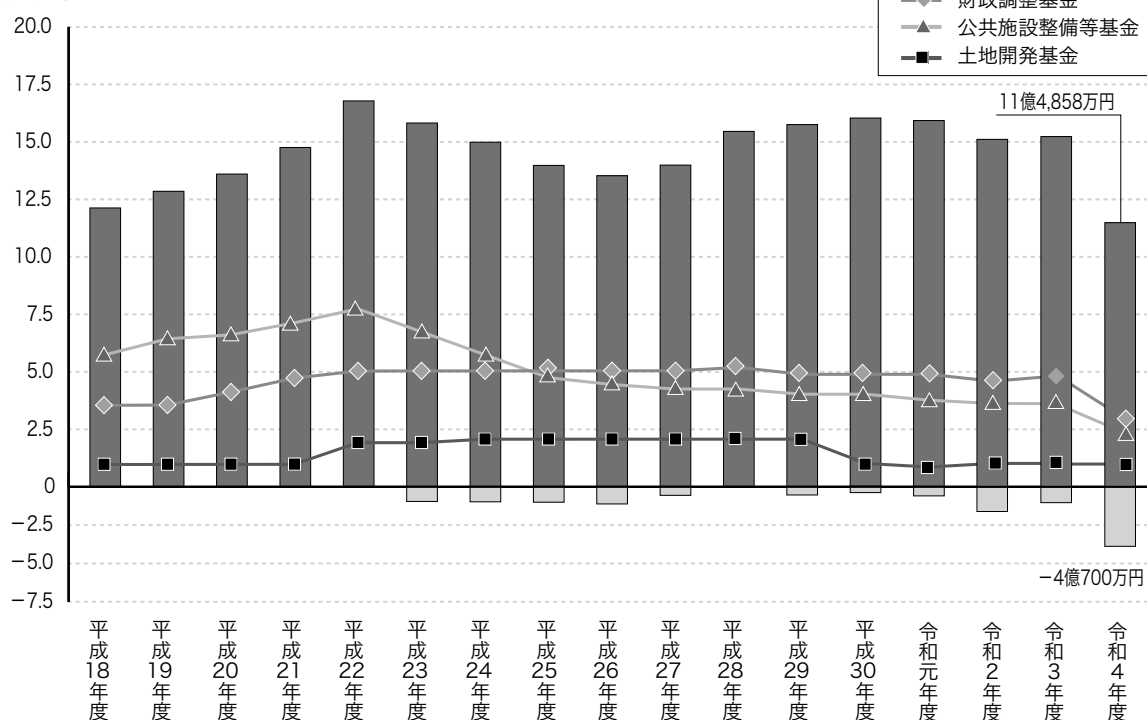
○令和3年度末積立金の残高(見込額) **15億2,317万円**



■公共施設整備等基金は各公共施設や機械設備の維持補修、改修、整備などの経費に活用しています。

[積立金残高の推移]

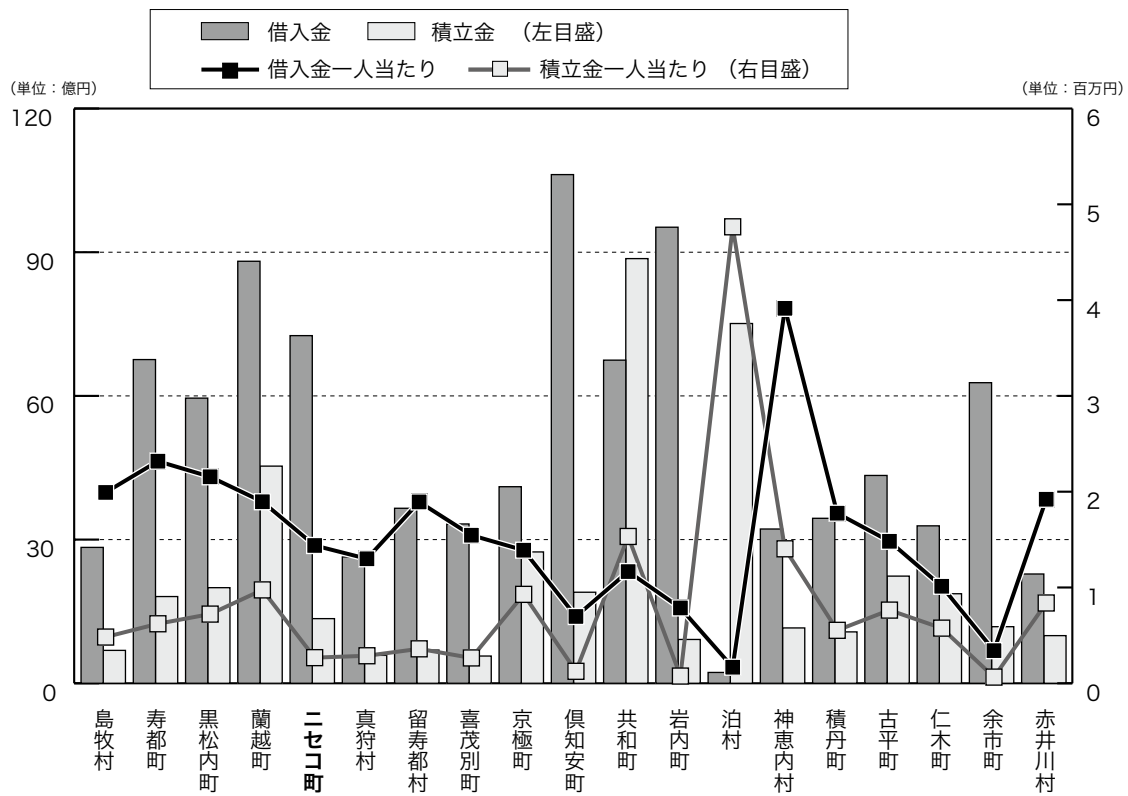
(単位: 億円)



○後志管内市町村の借入金と積立金(一般会計 令和2年度決算時)

借入金は、返済額の一部を国が補填する場合がありますので、ここで掲載されている金額がすべて住民のみなさんの負担になるとは限りません。

出典：「令和2年度 市町村の財政概要」より



※借入金残高については公営企業会計（簡易水道会計など）は含まれていません

Q.03 町の健全性を判断するには？

1. 財政の健全性を判断するには

住民自らが町の財政の健全性を判断できるように、分かりやすい開示に努めています。町の財政の健全性を判断する指標(指数、比率などの物差し)にはいろいろありますが、いずれも私たちの町の財政状況をしっかり把握し判断するために重要な指標です。

平成19年度決算から導入された財政指標とは

自治体の財政破たんを未然に防ぐために、国では平成19年(2007年)に地方公共団体財政健全化法を定めました(この法には、ニセコ町職員グループの提言が反映されています)。

この法律は、新たな財政指標により、早期健全化と財政再生の2段階で自治体の財政悪化をチェックするとともに、特別会計や公営企業会計も含めた連結決算により、自治体の財政状況を明らかにしようとするものです。

この財政指標では、早期健全化基準(イエローカード)と財政再生基準(レッドカード)が定められ、さらに簡易水道や下水道などの公営企業会計についても、個別に経営健全化基準(イエローカード)が定められています。

財政健全化法に基づき、全国の市町村では、平成19年度(2007年度)決算からこれらの数値を公表し、平成20年度(2008年度)決算から、この指標のいずれかが基準を上回った自治体には、財政の健全化に向けた計画の策定など、さまざまな制約が課せられることとなります。

令和2年度(2020年度)の決算に基づく算定の結果、ニセコ町ではいずれの指標も早期健全化基準などを下回る良好な数値となっています。ニセコ町の財政の健全性について、令和2年度の決算をもとに、これらの指標を含む主な指標を使って、以下に詳しく説明します。

2. 町の財政の健全性は(令和2年度決算の数値をもとに)

以下のさまざまな指標をもとに判断すると、ニセコ町の財政状況は、昨年と同様におおむね健全性を保っている状態といえます。しかし、財政健全化法による早期健全化などの対象にはならないものの、地方交付税の変動によっては、健全性を脅かす要素があります。今後とも、借入金(町債)の発行抑制や経常経費の見直し、有利な財源の確保などにより、地域に必要な事業は推進しつつ、財政状況の変化をチェックしながら、引き続き健全な財政運営を進めていきます。

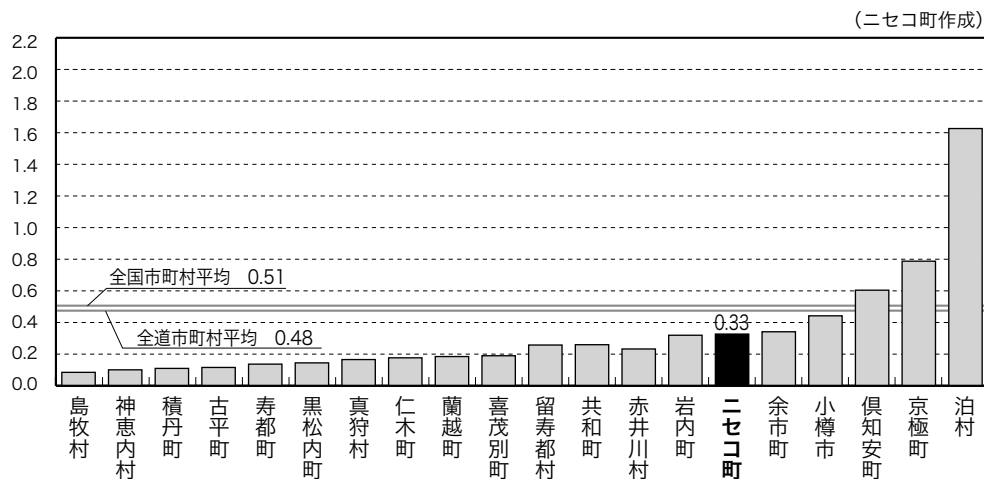
	ニセコ町		早期健全化基準	財政再生基準
	令和2年度	令和元年度		
(1)財政力指数	0.33	0.31	-	-
(2)経常収支比率	89.3%	86.5%	-	-
(3)実質赤字比率	5.8%	6.7%	15%	20%
(4)連結実質赤字比率	5.9%	6.7%	20%	30%
(5)実質公債費比率	10.0%	10.9%	25%	35%
(6)将来負担比率	62.5%	36.0%	350%	-
			経営健全化基準	-
(7)資金不足比率	+0.5~32.4%	+0.6~28.0%	-20%	-

(1) 財政体力を示す「財政力指数」 (数字が大きい方が、より健全)

ニセコ町は 0.33

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、自主的な収入(町の税金など)がどの程度あるかを示す指標です。数値が「1」であれば、100%自主的な収入で町の運営ができることになります。ニセコ町の財政力指数は、税収の増加により増加傾向にあります「0.33」(前年度0.31)ですので、町の運営を自主的な収入で賄える分は30%しかないことが分かります。

下のグラフのとおり、全国に比べ北海道内の平均が小さくなっており、より厳しい道内の財政状況が表れています。

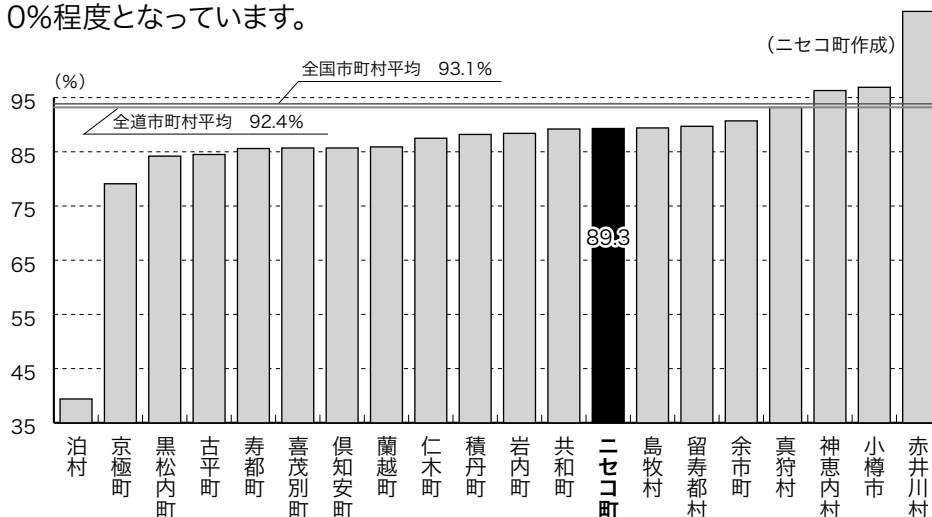
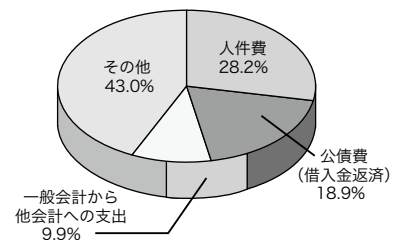


(2) 財政自由度のバロメータ「経常収支比率」 (数字が小さい方が、より健全)

ニセコ町は 89.3%

町の税金や地方交付税など毎年決まって入ってくるお金(経常的な収入)に対して、人件費や施設の維持費など毎年決まって出て行くお金(経常的な経費)がどの程度の割合になるかを示す指標です。数値が「100%」の場合、決まって入ってくるお金のすべてが決まった支出として出て行くため、その年に自由に使えるお金はゼロということになります。ニセコ町は「89.3%」(前年度86.5%)ですので、自由に使えるお金の比率は10%程度となっています。

ニセコ町の経常収支比率の構成内訳

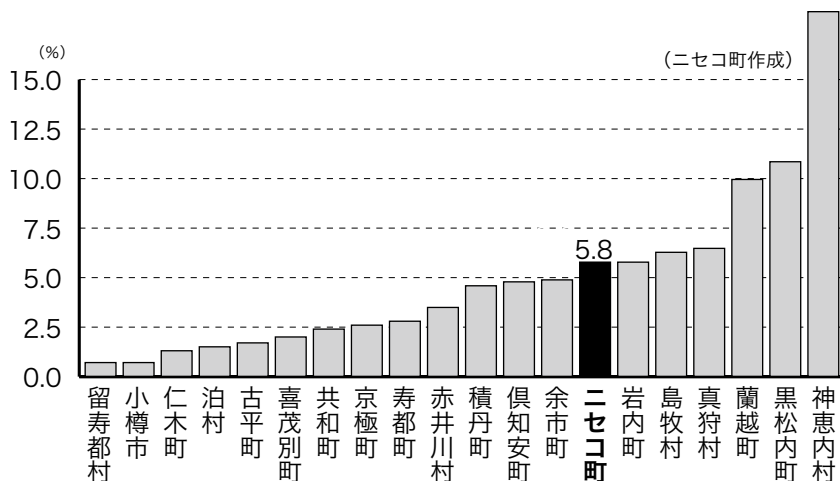
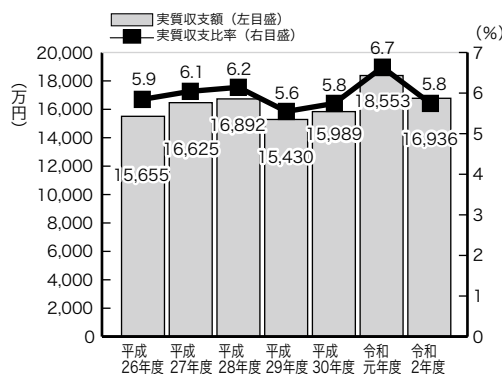


(3) 一般会計の収支決算をチェックする 「実質収支比率（赤字の場合は実質赤字比率）」 (プラスであれば健全)

ニセコ町は **プラス5.8%**

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年の一般会計決算により生じた実質収支額(収入から支出を差し引いた額)がどの程度の割合になるかを示す指標です。収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなり、その年の決算が健全であったかどうかをチェックすることができます。

ニセコ町の実質収支額と比率の推移

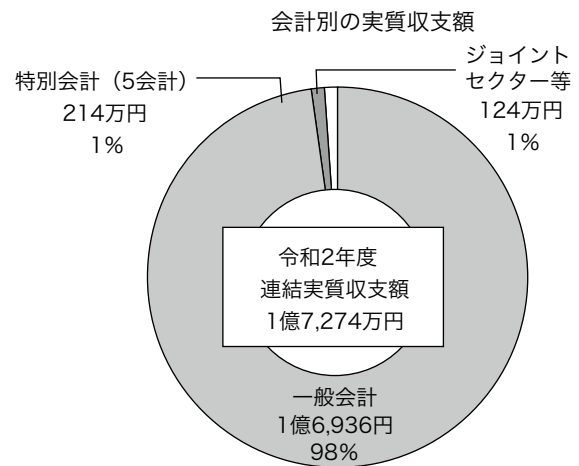


(4) すべての会計の収支決算をチェックする 「連結実質収支比率（赤字の場合は連結実質赤字比率）」 (プラスであれば健全)

ニセコ町は **プラス5.9%**

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年のすべての会計の決算により生じた実質収支額(収入から支出を差し引いた額)がどの程度の割合になるかを示す指標です。自治体の会計には、一般的な収支を管理する一般会計のほか、国民健康保険や上下水道などの事業に関する特別会計があります。これら会計の収支決算を民間企業の「連結決算」と同様に合計し、チェックするためのものです。「実質収支比率」と同様、連結の収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。

特別会計に加えて、ジョイントセクター等(町が50%以上出資する団体:(株)ニセコリゾート観光協会、(株)キラットニセコ、土地開発公社の3団体)を含めて「連結実質収支比率」を計算した場合、「プラス5.9%」(前年度プラス7.0%)となっています。また、それぞれの実質収支額は右のグラフのとおりです。

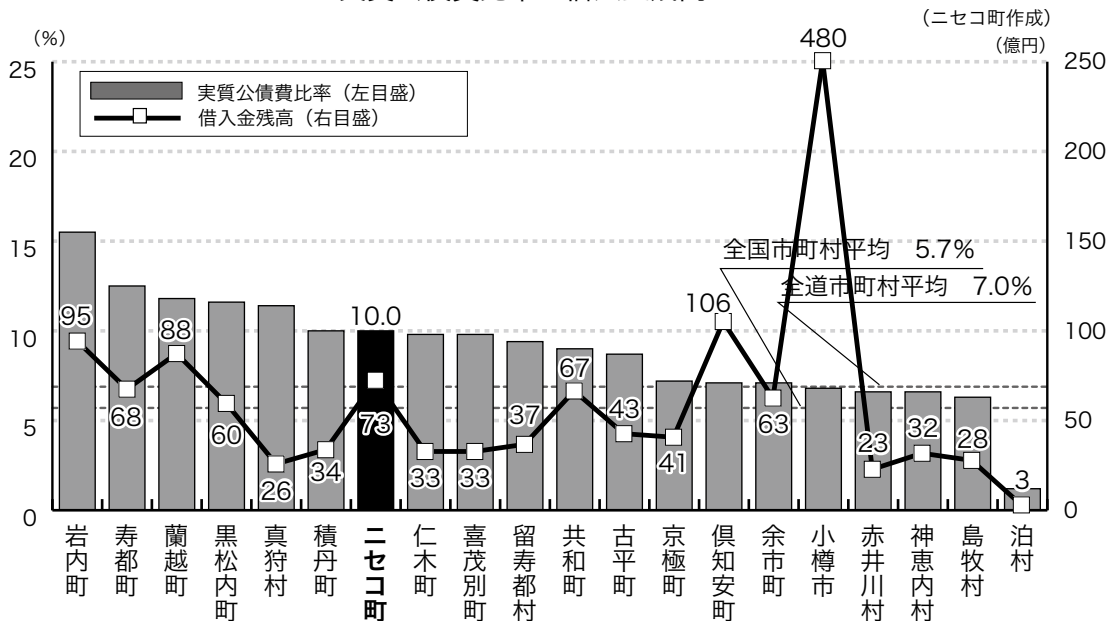


(5) 体力以上の借金負担がないかをチェックする 「実質公債費比率」 (数字が小さい方が、より健全)

ニセコ町は 10.0%

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、借入金(町債)の返済にあてた経費(公債費)がどの程度の割合になるかを示す指標です。一般会計、特別会計などすべての会計にわたり計算され、借金返済の負担が多すぎないかチェックすることができます。チェックの目安として国が定めた基準により「18%」以上になると、新たな借入れ(地方債の発行)に際し段階的に制約を受けることになります。

実質公債費比率と借入金残高

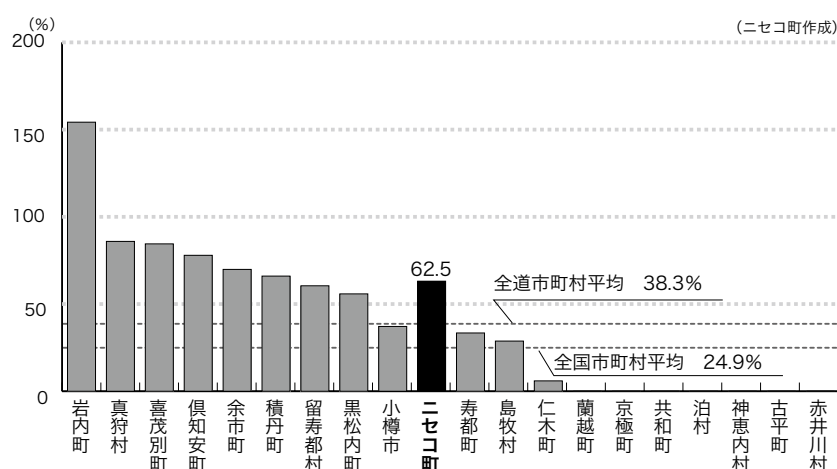


資料編

(6) 将来負担すべき実質的な負債をチェックする「将来負担比率」 (数字が小さい方が、より健全)

ニセコ町は **62.5%**

財政健全化法により新しく設けられた指標です。まちの人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、借入金(町債)や債務負担(長期契約などにより複数年にわたり支払いの予定があるもの)などのすべての負担額から積立金(基金)などを引いた金額がどの程度の割合になるかを示す指標です。借入金や債務負担には将来返済が発生するという仕組みがあるので、将来、肩代わりする可能性のある第三セクターの債務なども考慮し、実質的な財政負担全体の状況を数値として表すことができます。



※プラスの数値として公表のない自治体は「0」として記載しています

(7) 公営企業会計の健全度合いをチェックする「資金不足比率」 (数字が大きい方が、より健全)

ニセコ町は **プラス0.5~32.4%**

財政健全化法により新しく設けられた指標です。上下水道などの公営企業会計について、それぞれの実質収支額(収入から支出を差し引いた額)を料金収入などの事業規模と比較して指標化します。「実質収支比率」「連結実質収支比率」と同様、収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。

ニセコ町では簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業の3つの公営企業会計がありますが、いずれも赤字がないため、この比率は以下の表のとおり、すべてプラスとなっています。

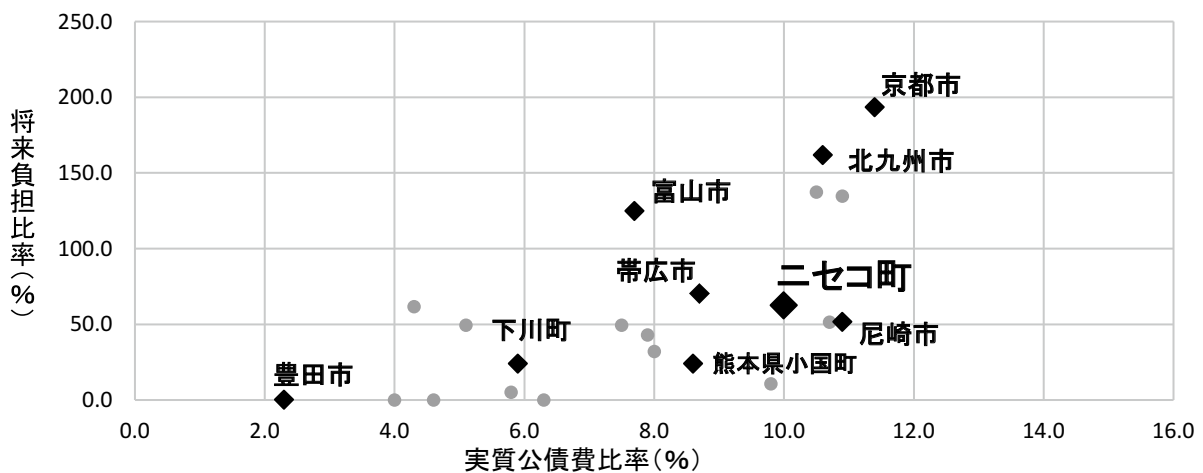
公営企業会計名	資金不足比率
簡易水道事業	プラス0.5%
公共下水道事業	プラス0.9%
農業集落排水事業	プラス32.4%

(8) 全国的な類似団体と財政状況を比較する 「実質公債費比率・将来負担比率」 (数字が少ない方が、より健全)

住民自治の実践に裏打ちされたニセコ町のまちづくりの取り組みについては、近年では平成26年(2014年)にそれぞれ国から、「環境モデル都市」に選定、倶知安町・蘭越町と「ニセコ観光圏」の認定、ニセコビュープラザの「重点道の駅」に指定、「ワイン特区」に認定、平成27年(2015年)にはプラチナ構想ネットワークから「プラチナシティ」に認定、そして平成30年(2018年)にはSDGs未来都市に認定など、その成果が全国的に評価されているところです。

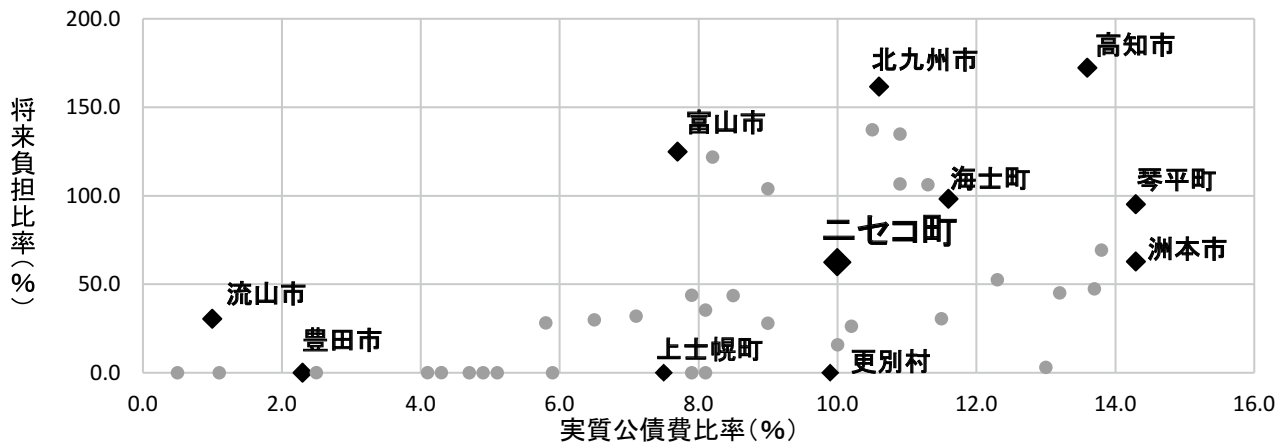
ニセコ町の財政状況を、これまでと違った視点で確認するため、ニセコ町と同様に選定・認定された全国の「環境モデル都市」・「プラチナシティ」・「SDGs未来都市」と、前段で報告しました、借金の負担割合を示す「実質公債費比率」と将来の実質的な負債の規模を示す「将来負担比率」で比べてみました。

環境モデル都市との比較(令和2年度)



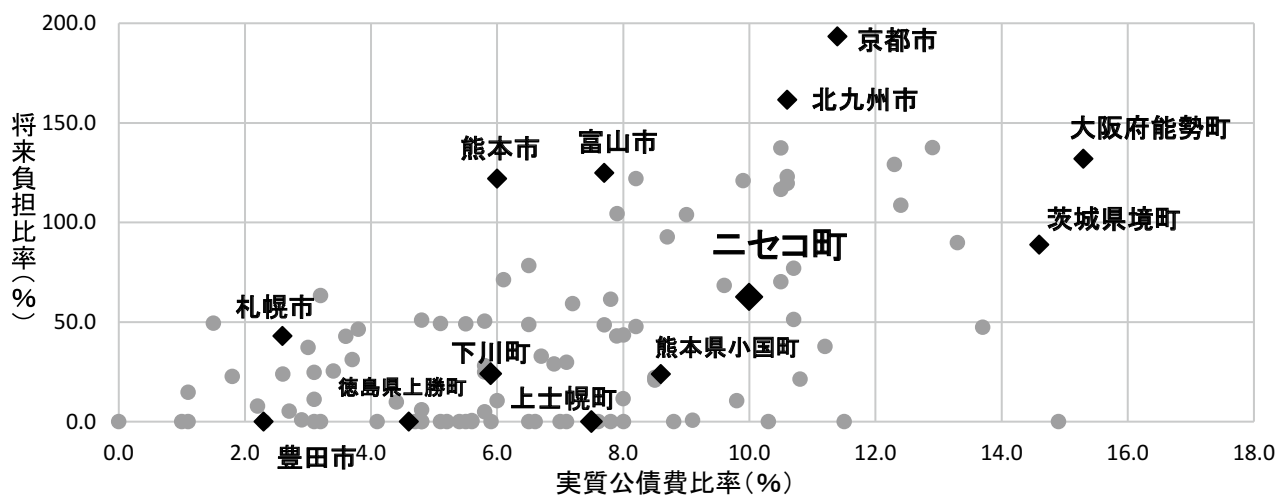
環境モデル都市:低炭素社会の実現に向けCO₂大幅削減などの取り組みを行うモデル自治体。国が選定し全国に23自治体。道内市町村ではニセコ町のほか帯広市、下川町。

プラチナシティ(市町村のみ)との比較(令和2年度)



プラチナシティ:新産業の創出やアイデア溢れる方策などにより地域の課題を既に解決し「プラチナ社会」に向かいつつある、あるいは「プラチナ社会」実現に向けた明確なビジョンや具体的なアクションによる素晴らしい取り組みを始めている自治体(制度開始2014年)。プラチナ構想ネットワークが開催する「プラチナ大賞」において各賞を受賞した団体が認定される(全国54自治体、ほか民間団体や都道府県、広域団体の受賞もあり)。

SDGs未来都市との比較(令和2年度)



SDGs未来都市:2015年9月の国連サミットで採択された国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けて優れた提案をする自治体。国が選定し全国に124自治体。道内市町村では二セコ町のほか札幌市、下川町、上士幌町。

Q.04

町の補助金はどんなところに使われているのですか？

町では、地域の活性化や産業の振興などのために、各種団体に対して次のような補助金を支出しています。

令和4年度(2022年度)は令和3年度(2021年度)と比べて3,616万円増となっています。

令和4年度合計 3億4,071万円
(一般会計 3億4,071万円)

令和3年度合計 3億455万円
(一般会計 3億455万円)

担当課	補助金	万円
総務課	自衛隊協力会補助	8
町民生活課	交通安全推進委員会補助	40
町民生活課	交通安全協会補助	26
町民生活課	街路灯維持費補助	70
町民生活課	街路灯設置事業補助	17
企画環境課	日本ハムファイターズ連携事業補助	100
企画環境課	コミュニティFM放送事業運営費補助	916
企画環境課	ニセコ町地域公共交通活性化協議会運営事業費補助	20
企画環境課	国際交流推進協議会補助	20
企画環境課	バス路線維持費補助	394
企画環境課	まちづくりサポート事業補助	40
企画環境課	綺羅街道植栽事業補助	57
企画環境課	ハロウィンカボチャによる中央地区活性化支援事業補助	10
企画環境課	デマンドバス運行事業補助	2,792
企画環境課	地域おこし協力隊活動費補助	6,059
企画環境課	集落支援員補助	400
企画環境課	ワーケーション促進モデル事業補助	80
企画環境課	地域公共交通最適化検討実証運行事業補助	1,258
総務課	職員互助会補助	15
総務課	中央倉庫群振興支援事業補助金	50
総務課	ニセコ福祉会補助	992
総務課	ポイントカード普及拡大事業補助	621
総務課	中学校修学旅行補助	113
保健福祉課	ニセコ町社会福祉協議会補助	2,485
保健福祉課	ニセコ町遺族会補助	10
保健福祉課	ニセコ町身体障害者福祉協会補助	20
保健福祉課	地域活動支援センター運営事業費補助	1,050
保健福祉課	ニセコ町老人クラブ連合会補助	39
保健福祉課	ニセコ町高齢者事業団運営費補助	108
保健福祉課	ニセコ町居宅介護支援事業所運営事業補助	467
保健福祉課	認知症高齢者グループホーム運営事業補助	728
保健福祉課	健康づくり事業運営補助	61
こども未来課	ファミリーサポートセンター事業補助	373
こども未来課	子育て支援活動事業補助	20
保健福祉課	倶知安厚生病院救急医療等体制整備補助	1,570
保健福祉課	ニセコ病院医療施設整備費補助金	103

担当課	補助金	万円
町民生活課	ニセコ町衛生組合連合会補助	6
町民生活課	合併処理浄化槽設置整備事業補助	822
企画環境課	電気自動車急速充電スタンド設置等補助金	10
農業委員会	農地流動化促進事業補助	87
農政課	産業まつり事業補助	40
農政課	ニセコ町農業青年会事業補助	20
農政課	残留農薬対策事業補助	10
農政課	農林水産業6次産業化支援事業補助	280
農政課	経営所得安定対策推進事業補助	579
農政課	乳牛資質向上対策事業補助	20
農政課	ようてい酪農ヘルパー利用組合事業補助	38
農政課	ニセコ町国営農地再編整備事業促進期成会補助	47
農政課	明暗渠掘削特別対策事業補助	60
農政課	農業用水路補修事業補助	50
農政課	農業用水路等用地確定支援事業補助	100
農政課	クリーン農業総合推進事業補助	333
農業委員会	グリーンパートナー推進協議会事業補助	50
農政課	農業経営基盤強化資金利子補給事業補助	3
農政課	経営継承・発展等支援事業補助	200
農政課	完熟堆肥流通促進事業補助	348
農政課	緑肥作物奨励事業補助	227
農政課	土壌診断事業補助	32
農政課	有機質資源確保事業補助	87
農政課	除間伐奨励事業補助	25
農政課	豊かな森づくり事業補助	204
農政課	有害鳥獣駆除対策事業補助	120
商工観光課	商工業振興事業補助	1,868
商工観光課	中小企業特別融資保証料補助	20
商工観光課	にぎわいづくり起業者等サポート事業補助	300
商工観光課	地域内消費普及拡大事業補助	180
商工観光課	中小企業特別融資利子補給事業補助	7
商工観光課	観光振興事業補助	100
商工観光課	北海道産直フェア実施事業補助	40
商工観光課	ニセコハロウィン事業補助	163
商工観光課	WEBマーケティング事業補助	330
商工観光課	持続可能な地域づくり官学共同研究事業補助	30

担当課	補助金	万円
商工観光課	サステナビリティ・コーディネーター事業補助	685
商工観光課	フットバスガイド人材育成事業補助	70
商工観光課	プロモーション動画制作事業補助	556
都市建設課	除雪機械等運転免許取得支援事業補助	100
都市建設課	生活道路除雪費補助	501
都市建設課	景観条例コミュニティ協定事業補助	15
都市建設課	綺羅街道突き出し看板設置補助金	30
都市建設課	住宅改修等支援補助	100
都市建設課	環境負荷軽減モデル集合住宅整備事業補助	1,200
学校教育課	特別支援教育学習補助	36
学校教育課	教育研究会補助	12
学校教育課	複式教育研究会補助	5
学校教育課	教育研究活動推進事業委員会補助	14
学校教育課	近藤小学校120周年記念事業補助	30
小学校	総合的な学習振興事業補助(ニセコ小)	10
小学校	総合的な学習振興事業補助(近藤小)	3
学校教育課	ニセコ中学校部活動運営費補助	50
学校教育課	各種大会出場経費補助	99
学校教育課	児童生徒各種資格取得費補助金	17
中学校	総合的な学習振興事業補助	7
学校教育課	高等学校教育研究会協議会参加補助	189
学校教育課	生徒通学費補助	432
学校教育課	高等学校教育振興事業補助	294
学校教育課	国内農業・観光研修生派遣費補助	48
学校教育課	高等学校修学旅行補助	612
学校教育課	寄宿舎生徒指導事業補助	73
町民学習課	連合PTA事業補助	13
町民学習課	生涯学習研修事業補助	21
町民学習課	文化協会事業補助	72
町民学習課	青少年交流事業補助	88
町民学習課	スポーツ大会開催補助	10
町民学習課	ニセコマラソンフェスティバル大会補助	350
町民学習課	体育協会補助	269
町民学習課	スポーツ大会開催補助	62
農政課	農地等災害復旧単独事業補助	30

Q.05

町ではどのような事業に負担金や交付金を支出しているのですか？

町では、法律に基づく事業や消防組合事業など町が参加している団体などに対して次のような負担金や交付金を支出しています。

令和4年度(2022年度)は令和3年度(2021年度)と比べて2,739万円増となっています。

令和4年度合計 9億5,969円
(一般会計 6億7,772万円、特別会計 2億8,197万円)

令和3年度合計 9億3,230円
(一般会計 6億4,987万円、特別会計 2億8,243万円)

担当課	負担金・交付金	万円
議会事務局	市町村アカデミー研修負担金	1
議会事務局	北海道森林・林業・林産業活性化議員連盟連絡会費	1
議会事務局	羊蹄山麓町村議会正副議長会負担金	3
議会事務局	後志管内町村議会議長会負担金	38
議会事務局	羊蹄山麓町村正副議長研修視察負担金	90
議会事務局	後志町村議会議長会研修視察負担金	30
総務課	北海道自治体情報システム協議会負担金	4,223
総務課	北海道電子自治体共同運営協議会負担金	1
総務課	地方公共団体情報システム機構負担金	4
総務課	社会保障・税番号制度中間サーバー事務委任交付金	210
総務課	後志町村会負担金	152
総務課	管内公平委員会負担金	3
総務課	倶知安地区安全運転管理者協議会負担金	1
総務課	倶知安地区安全運転管理者事業主会負担金	1
総務課	後志広域連合負担金	589
総務課	羊蹄山麓町村長会議負担金	5
総務課	札幌地区自家用自動車協会負担金	1
総務課	北海道社会保険協会負担金	1
総務課	小樽社会保険委員会負担金	1
総務課	日本電信電話ユーザー協会負担金	1
総務課	その他負担金	2
総務課	地域活性化起業人事業負担金	1,000
町民生活課	地域自治振興交付金	290
町民生活課	交通安全協会事業所負担金	1
町民生活課	北海道交通安全指導員連絡協議会会費	1
企画環境課	日本広報協会負担金	1
企画環境課	北海道広報広聴技術研究会負担金	1
町民生活課	北方領土復帰期成同盟負担金	1
町民生活課	北海道地域活動振興協会負担金	1
町民生活課	しりべし弁護士センター負担金	16
町民生活課	倶知安地方防犯協会連合会負担金	4
町民生活課	倶知安地区暴力追放運動推進協議会負担金	2
町民生活課	平和首長会議メンバーシップ負担金	1
企画環境課	過疎地域連盟道支部負担金	8
企画環境課	後志総合開発期成会負担金	12
企画環境課	発電施設関係市町村協議会負担金	2
企画環境課	尻別川連絡協議会負担金	1
企画環境課	全国首長連携交流会負担金	12
企画環境課	地域に飛び出す公務員を応援する首長連合負担金	1

担当課	負担金・交付金	万円
企画環境課	全国積雪寒冷地帯振興協議会会員分担金	1
企画環境課	2025年万博首長連合負担金	10
企画環境課	北海道国際流通機構負担金	5
企画環境課	提言・実践首長会負担金	10
企画環境課	北海道国際交流・協力総合センター負担金	1
企画環境課	北海道遺産協議会負担金	1
企画環境課	北海道市町村長政策研究会負担金	3
企画環境課	農村文明創生日本塾負担金	3
企画環境課	北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会負担金	3
企画環境課	北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会負担金	3
企画環境課	外国青年招致事業特別委員会費	164
企画環境課	各種研修会参加負担金	3
企画環境課	中央倉庫倶楽部負担金	3
企画環境課	北海道移住促進協議会負担金	5
企画環境課	ふるさと回帰支援センター負担金	5
総務課	北海道自治体情報システム協議会負担金	11
総務課	各種研修会参加負担金	1
出納室	民間企業派遣職員負担金	90
出納室	公金収納事務取扱負担金	93
総務課	市町村アカデミー研修負担金	3
総務課	自治大学校研修負担金	29
総務課	各種研修会参加負担金	120
総務課	北海道自治体情報システム協議会負担金	663
総務課	市町村職員福祉協会負担金(特別職)	1
総務課	市町村職員福祉協会負担金(一般職)	23
総務課	北海道派遣職員負担金	150
総務課	会計年度任用職市町村職員福祉協会負担金	9
総務課	後志地方山岳遭難防止対策協議会負担金	1
総務課	防災対策研修等負担金	9
総務課	北海道防災協会負担金	1
総務課	電波利用料負担金	1
税務課	各種研修会参加負担金	1
税務課	北海道自治体情報システム協議会負担金	65
税務課	軽自動車税申告事務取扱負担金	3
税務課	固定資産評価システム研究センター負担金	3
税務課	地方税電子化協議会負担金	19
税務課	軽自動車税環境性能割徴収取扱負担金	3
税務課	各種研修会参加負担金	8
町民生活課	北海道自治体情報システム協議会負担金	1,325

担当課	負担金・交付金	万円
町民生活課	俱知安支局管内戸籍事務協議会負担金	1
町民生活課	俱知安地区人権擁護委員協議会負担金	4
町民生活課	北海道自治体情報システム協議会負担金	108
選挙管理委員会	後志選挙管理委員会連合会負担金	2
監査委員	後志町村等監査委員協議会負担金	4
監査委員	北海道町村等監査委員協議会定期大会負担金	1
監査委員	北海道町村等監査委員協議会定期大会負担金	1
保健福祉課	地域共生政策自治体連携機構負担金	5
保健福祉課	俱知安地区保護司会負担金	10
保健福祉課	後志地域精神保健協会負担金	1
保健福祉課	全国民生委員互助共励事業負担金	3
保健福祉課	北海道民生委員連盟後志支部負担金	2
保健福祉課	北海道社会福祉大会参加負担金	1
保健福祉課	小樽・後志社会福祉大会参加者負担金	2
保健福祉課	北海道民生委員児童委員連盟負担金	9
保健福祉課	全国民生委員児童委員連合会負担金	1
保健福祉課	北海道民生委員互助共済事業負担金	1
保健福祉課	各種研修会参加負担金	1
保健福祉課	北海道自治体情報システム協議会負担金	214
保健福祉課	地域活動支援センター事業負担金	161
保健福祉課	羊蹄山ろく発達支援センター事業負担金	242
保健福祉課	羊蹄山麓障害支援区分認定審査会負担金	63
保健福祉課	保険者ネットワーク負担金	1
保健福祉課	北海道自治体情報システム協議会負担金	7
保健福祉課	後志広域連合負担金	6,437
保健福祉課	後志広域連合負担金	165
保健福祉課	北海道自治体情報システム協議会負担金	27
保健福祉課	後志広域連合負担金	281
保健福祉課	北海道地域包括支援センター協議会負担金	3
保健福祉課	各種研修会参加負担金	1
保健福祉課	後期高齢者医療給付費負担金	6,231
こども未来課	北海道学童連絡協議会負担金	1
保健福祉課	休日当番病院設置運営費町村負担金	311
保健福祉課	羊蹄地域医療協議会負担金	1
保健福祉課	北海道難病団体連絡協議会負担金	1
保健福祉課	俱知安厚生病院第2期整備費用負担事業負担金	3,166
保健福祉課	ようてい訪問看護ステーション負担金	70
保健福祉課	小樽後志二次救急医療運営事業負担金	73
保健福祉課	俱知安厚生病院産科医師確保事業負担金	65
保健福祉課	俱知安厚生病院医療機能検討協議会負担金	1
保健福祉課	羊蹄山麓健康づくり協議会負担金	1
保健福祉課	北海道自治体情報システム協議会負担金	231
保健福祉課	隔離病舎運営管理費負担金	30
保健福祉課	北海道自治体情報システム協議会負担金	29
町民生活課	俱知安地方食品衛生協会負担金	6
町民生活課	北海道合併処理浄化槽普及促進協議会負担金	1
町民生活課	北海道自治体情報システム協議会負担金	8
保健福祉課	北海道市町村保健活動連絡協議会負担金	1

担当課	負担金・交付金	万円
保健福祉課	各種研修会参加負担金	1
企画環境課	環境自治体会議負担金	7
企画環境課	再生可能エネルギー振興機構負担金	5
企画環境課	後志地域生物多様性協議会負担金	1
企画環境課	持続可能な発展を目指す自治体会議負担金	5
企画環境課	水資源保全全国自治体連絡会負担金	2
町民生活課	各種研修会参加負担金	6
町民生活課	堆肥センター生ごみ・下水道汚泥処理負担金	558
町民生活課	羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会負担金	1
町民生活課	羊蹄山麓環境衛生組合負担金	3,932
商工観光課	羊蹄山麓季節労働者通年雇用促進協議会負担金	11
商工観光課	後志職業能力開発協会負担金	2
農業委員会	北海道自治体情報システム協議会負担金	14
農業委員会	山麓地区農業委員会協議会負担金	1
農業委員会	北海道農業会議負担金	10
農業委員会	後志地方農業委員会連合会負担金	7
農政課	北海道地域農業研究所会員負担金	5
農政課	北海道農業担い手育成センター負担金	9
農政課	北海道市町村農業農村振興対策協議会負担金	1
農政課	地域資源循環管理事業負担金	2
農政課	水土里情報システム利用料負担金	39
農政課	全国中山間地域振興対策協議会負担金	1
農政課	環境保全型農業直接支払交付金	220
農政課	中山間地域等直接支払事業交付金	988
農政課	農業次世代人材投資資金	1,275
農政課	北海道土地改良事業団体連合会賦課金	41
農政課	北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会負担金	2
農政課	中心経営体農地集積促進事業交付金	6,627
農政課	多面的機能支払交付金	3,920
農政課	北海道国土緑化推進委員会後志支部負担金	1
農政課	北海道造林協会負担金	3
農政課	森林作業員就労条件整備事業負担金	19
農政課	治山林道協会負担金	3
農政課	森林・山村多面的機能発揮対策負担金	9
農政課	北海道林業・木材産業人材育成支援協議会負担金	3
商工観光課	北海道中小企業振興機構負担金	3
商工観光課	北海道地区道の駅連絡会負担金	7
商工観光課	後志観光連盟負担金	11
商工観光課	北海道観光振興機構負担金	16
商工観光課	国民保養温泉地協議会負担金	4
商工観光課	羊蹄山管理保全連絡協議会負担金	36
商工観光課	ニセコ山系観光連絡協議会負担金	16
商工観光課	北海道観光地所在町村協議会負担金	2
商工観光課	北海道自然公園協会負担金	1
商工観光課	全国ふるさと大使連絡会議負担金	1
商工観光課	アヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会負担金	289
商工観光課	北海道スキープロモーション協議会負担金	25
商工観光課	日本コンベンション研究会負担金	2

担当課	負担金・交付金	万円
商工観光課	日本自動車連盟負担金	1
商工観光課	東京ニセコ会負担金	10
商工観光課	自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会負担金	1
商工観光課	羊蹄ニセコ自転車走行協議会負担金	5
商工観光課	日本温泉協会負担金	3
商工観光課	日本フットバス協会負担金	5
商工観光課	地域活性化起業人事業負担金	2,920
商工観光課	持続可能な観光モデル市町村協議会負担金	400
商工観光課	ニセコ観光圏協議会負担金	429
商工観光課	羊蹄地域消費相談体制運営負担金	102
商工観光課	各種研修会参加負担金	1
商工観光課	各種研修会参加負担金	1
都市建設課	北海道道路整備促進協会負担金	2
都市建設課	北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担金	4
都市建設課	小樽国道協議会負担金	1
都市建設課	景観条例コミュニティ協定推進交付金	3
都市建設課	北海道自治体情報システム協議会負担金	53
都市建設課	建築営繕積算システム負担金	23
総務課	羊蹄山ろく消防組合負担金	17,627
学校教育課	北海道市町村教育委員会連合会負担金	1
学校教育課	町村教育委員会協議会等負担金	18
学校教育課	後志教育研修センター組合負担金	62
学校教育課	教職員健康診断負担金	12
学校教育課	後志中地区就学指導委員会負担金	10
学校教育課	後志特別支援教育連絡協議会負担金	2
学校教育課	後志中地区他校通級協議会負担金	1
学校教育課	北海道特別支援学級設置学校長協会負担金	1
学校教育課	後志手をつなぐ育成会連合会負担金	1
学校教育課	北海道特別支援学級教育研究連盟負担金	1
学校教育課	北海道自治体情報システム協議会負担金	6
学校教育課	後志中学校文化連盟連絡協議会負担金	1
学校教育課	後志中体連負担金	15
学校教育課	外国青年招致事業特別委員会費	18
学校教育課	災害給付共済負担金	29
学校教育課	災害給付共済負担金	12
学校教育課	災害給付共済負担金	6
学校教育課	各種会議負担金	1
学校教育課	北海道市町村立農業高等学校振興対策協議会負担金	3
学校教育課	北海道高等学校長協会定通部会負担金	1
学校教育課	北海道産業教育振興会負担金	1
幼児センター	北海道社会福祉協議会負担金	3
幼児センター	後志保育協議会負担金	3
幼児センター	広域保育所市町村負担金	119
幼児センター	災害給付共済負担金	6
幼児センター	各種研修会参加負担金	2
幼児センター	施設等利用給付費負担金	50
幼児センター	子育てひろば全国連絡協議会負担金	1
幼児センター	各種研修会参加負担金	1

担当課	負担金・交付金	万円
町民学習課	後志管内社会教育委員連絡協議会負担金	4
町民学習課	後志社会教育主事会負担金	1
町民学習課	後志管内公民館類似施設連絡協議会負担金	1
町民学習課	北海道青少年育成協会負担金	1
町民学習課	北海道縄文のまち連絡会負担金	1
町民学習課	日本近代文学館維持会員負担金	6
町民学習課	北海道博物館協会負担金	1
町民学習課	有島武郎研究会負担金	1
町民学習課	全国文学館協議会負担金	2
町民学習課	日本博物館協会負担金	2
町民学習課	北海道美術館学芸員研究協議会負担金	1
町民学習課	全国美術館会議負担金	3
町民学習課	北海道博物館協会学芸職員部会負担金	1
町民学習課	後志地区学芸員連絡協議会負担金	1
町民学習課	有島記念館共同企画展等負担金	2
町民学習課	後志管内スポーツ推進委員協議会負担金	3
町民学習課	スポーツ大会開催地協賛金	10
町民学習課	町民スポーツ大会参加交付金	54
町民学習課	冬季オリンピック・パラリンピック札幌招致期成会負担金	1
学校給食センター	北海道学校給食研究協議会負担金	1
学校給食センター	全国学校栄養士会北海道支部負担金	1
学校給食センター	各種研修会参加負担金	1
保健福祉課	北海道自治体情報システム協議会負担金	17
保健福祉課	後志広域連合負担金	20,807
保健福祉課	公金収納事務取扱負担金	2
保健福祉課	国保簡易ドック負担金	5
上下水道課	市町村職員福祉協会負担金	1
上下水道課	会計年度任用職員市町村職員福祉協会負担金	1
上下水道課	北海道簡易水道等環境整備協会負担金	4
上下水道課	日本水道協会負担金	6
上下水道課	各種会議負担金	1
上下水道課	各種研修会参加負担金	14
上下水道課	北海道自治体情報システム協議会負担金	24
上下水道課	公金収納事務取扱負担金	23
上下水道課	北海道自治体情報システム協議会負担金	306
上下水道課	市町村職員福祉協会負担金	1
上下水道課	下水道事業担当者会議負担金	1
上下水道課	下水道推進協議会会費	1
上下水道課	下水道協会会費	5
上下水道課	日本下水道協会北海道地方支部会費	3
上下水道課	下水道会計料金収納事務負担金	269
上下水道課	下水道汚泥処理負担金	195
上下水道課	下水道会計法適用化移行事務負担金	153
上下水道課	農業集落排水会計料金収納事務負担金	4
上下水道課	昆布地区農業集落排水事業負担金	775
保健福祉課	北海道後期高齢者医療広域連合負担金	5,578
保健福祉課	抗菌収納事務取扱負担金	1

Q.06

町ではどのような仕事を民間事業者などに委託しているのですか？

町が行う公共事務の中には、専門的な知識や技術を必要とするものがあります。これらの仕事は、役場が直接行うよりもそれぞれの分野を得意とする民間事業者に委ねた方が効果的にも費用的にも優れています。

令和4年度(2022年度)は令和3年度(2021年度)と比べて1億5,376万円増となっています。

令和4年度合計 9億6,338万円
(一般会計 7億7,846万円、特別会計 1億8,492万円)

令和3年度合計 8億962万円
(一般会計 6億8,764万円、特別会計 1億2,198万円)

担当課	委託業務	万円
議会事務局	会議録作成業務委託料	46
総務課	文書目録管理システム保守業務委託料	23
総務課	例規システム管理業務委託料	264
総務課	行政法律相談業務委託料	66
総務課	北海道自治体情報セキュリティクラウド運用保守等業務委託料	66
総務課	北海道電子自治体共同システム運用保守業務委託料	53
総務課	廃棄物処理委託料	24
総務課	統合型GIS保守業務委託料	33
総務課	統合型GIS機能追加業務委託料	33
町民生活課	行政推進員文書配布業務委託料	24
企画環境課	予算説明書組版業務委託料	30
企画環境課	ホームページ保守管理業務委託料	139
企画環境課	コミュニティFM公共情報番組制作放送業務委託料	1,341
企画環境課	夜間警備保安業務委託料	32
企画環境課	コミュニティFM放送施設管理業務委託料	272
企画環境課	ふるさとづくり寄付返礼業務委託料	297
企画環境課	ニセコ町総合計画策定委託料	405
企画環境課	地域おこし協力隊活動・募集支援業務委託料	1,003
企画環境課	中央倉庫群運営委託料	852
企画環境課	消防用設備保守点検業務委託料	10
企画環境課	移住定住支援業務委託料	541
企画環境課	地域公共交通最適化検討業務委託料	90
企画環境課	地域資源活用に向けた調査・実証試験業務委託料	1,929
企画環境課	持続可能なまちづくり推進支援業務委託料	1,650
総務課	財務諸表作成・固定資産台帳更新支援業務委託料	71
総務課	機器保守委託料	4
総務課	閉庁時電話対応業務委託料	46
総務課	自動ドア保守点検委託料	15
総務課	電気保安業務委託料	38
総務課	消防用設備保守点検業務委託料	51
総務課	マイクロジェネレーション保守点検業務委託料	12
総務課	夜間警備保安業務委託料	66
総務課	施設清掃業務委託料	473
総務課	昇降機設備保守点検業務委託料	46
総務課	消防用設備保守点検業務委託料	6
総務課	健康診断委託料	129
総務課	法人住民税システム構築業務委託料	76
町民生活課	公衆無線LAN更新業務委託料	244
町民生活課	公共施設管理業務委託料	1,044
町民生活課	自動ドア保守点検委託料	12

担当課	委託業務	万円
町民生活課	電気保安業務委託料	19
町民生活課	消防用設備保守点検業務委託料	20
町民生活課	空調機保守点検業務委託料	15
町民生活課	夜間警備保安業務委託料	34
町民生活課	昇降機設備保守点検業務委託料	13
町民生活課	公共施設管理業務委託料	18
町民生活課	消防用設備保守点検業務委託料	1
町民生活課	浄化槽管理委託料	92
町民生活課	消防用設備保守点検業務委託料	6
総務課	全国瞬時警報システム(J-ALERT)保守業務委託料	16
税務課	地籍管理システム保守業務委託料	22
税務課	地籍調査数値情報化データ更新業務委託料	122
総務課	消防庁舎再整備基本計画策定業務委託料	584
総務課	役場旧庁舎解体施工監理業務委託料	330
税務課	エルタックス共同利用型審査システム運用業務委託料	103
税務課	町税納付書等印刷及び封入業務委託料	193
税務課	コンピューター保守点検業務委託料	231
税務課	固定資産税標準地鑑定評価委託料	122
町民生活課	公的個人認証・住民基本台帳ネットワーク機器保守委託料	9
町民生活課	機器保守委託料	6
選挙管理委員会	行政推進員文書配布業務委託料	2
選挙管理委員会	選挙入場券印刷業務委託料	11
選挙管理委員会	行政推進員文書配布業務委託料	2
選挙管理委員会	選挙入場券印刷業務委託料	11
保健福祉課	手話通訳委託料	5
保健福祉課	移動支援委託料	566
保健福祉課	羊蹄山ろく障害者相談支援事業委託料	229
保健福祉課	地域生活支援事業(日中一時支援事業)委託料	82
保健福祉課	健康診断委託料	661
保健福祉課	高齢者緊急通報システム運営事業業務委託料	40
保健福祉課	老人家庭除雪サービス事業委託料	55
保健福祉課	高齢者私道除雪委託料	197
保健福祉課	ニセコ町介護保険サービス推進体制最適化検討業務委託料	496
保健福祉課	介護認定訪問調査業務委託料	34
保健福祉課	配食サービス事業委託料	407
保健福祉課	生きがい活動支援通所事業委託料	72
保健福祉課	外出支援サービス事業委託料	11
保健福祉課	軽度生活援助事業委託料	2
保健福祉課	介護予防ケアマネジメント業務委託料	79
保健福祉課	家族介護教室・交流事業委託料	20

担当課	委託業務	万円
保健福祉課	新予防ケアプラン作成業務委託料	79
保健福祉課	高齢者声かけ支援事業委託料	83
保健福祉課	地域サークル活動支援ボランティア養成業務委託料	102
保健福祉課	認知症初期集中支援事業業務委託料	18
保健福祉課	健康診断委託料	103
こども未来課	長期休日子ども預かり業務委託料	92
こども未来課	ファミリーサポートセンター事業業務委託料	364
こども未来課	子育て短期支援運営業務委託料	1
こども未来課	消防用設備保守点検業務委託料	5
こども未来課	床ワックス清掃委託料	4
こども未来課	夜間警備保安業務委託料	29
保健福祉課	乳幼児検診業務委託料	25
保健福祉課	歯科検診・フッ素塗布業務委託料	22
保健福祉課	妊婦健康診査業務委託料	218
保健福祉課	妊婦超音波検査業務委託料	127
保健福祉課	新生児聴覚検査業務委託料	14
保健福祉課	大人向け予防接種業務委託料	275
保健福祉課	子ども向け定期予防接種業務委託料	897
保健福祉課	子ども向け任意予防接種業務委託料	182
保健福祉課	風しん抗体検査業務委託料	34
保健福祉課	新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料	1,104
保健福祉課	廃棄物処理委託料	14
保健福祉課	公共施設・駐車場等交通整理業務委託料	22
保健福祉課	助産師訪問産後ケア業務委託料	167
保健福祉課	エキノコックス症健康診断採血委託料	6
保健福祉課	健康運動教室業務委託料	30
町民生活課	墓地管理業務委託料	58
町民生活課	狂犬病予防注射事務委託料	6
保健福祉課	エキノコックス感染検体検査業務委託料	25
町民生活課	火葬業務委託料	187
町民生活課	浄化槽管理委託料	13
町民生活課	夜間警備保安業務委託料	26
企画環境課	環境基本計画策定・環境白書作成支援業務委託料	365
企画環境課	統合型GIS機能追加業務委託料	18
町民生活課	水銀含有廃棄物処理業務委託料	39
町民生活課	資源物残渣運搬業務委託料	16
町民生活課	空きビン・ペットボトル分別保管業務委託料	2,673
町民生活課	容器包装物再商品化業務委託料	22
町民生活課	使用済小型家電運搬業務委託料	42
町民生活課	羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託料	3,775
町民生活課	羊蹄山麓地域廃棄物可燃ごみ質展開検査分析業務委託料	16
町民生活課	じん芥収集業務委託料	7,791
町民生活課	ごみ処理券取扱業務委託料	162
町民生活課	一般廃棄物不燃・粗大ごみ処理業務委託料	590
町民生活課	浄化槽管理委託料	6
町民生活課	浸出水処理施設維持管理業務委託料	321
町民生活課	最終処分場施設管理業務委託料	107
農政課	農業体験園場委託料	25
農政課	草地作業委託料	308
農政課	草地畜産基盤再整備事業委託料	267

担当課	委託業務	万円
農政課	草地管理委託料	138
農政課	換地計画等作成業務委託料	483
農政課	試験展示圃委託料	10
農政課	堆肥センター漏水調査業務委託料	50
農政課	有害鳥獣駆除業務委託料	593
農政課	間伐事業委託料	699
農政課	町有林作業道補修業務委託料	33
商工観光課	観光案内業務委託料	901
商工観光課	着地型旅行整備事業委託料	991
商工観光課	持続可能な観光指標モニタリング調査業務委託料	165
商工観光課	ニセコ駅前案内標識看板更新業務委託料	220
商工観光課	公共施設・駐車場等交通整理業務委託料	316
商工観光課	五色温泉インフォメーションセンター管理委託料	271
商工観光課	公共施設管理業務委託料	146
商工観光課	浄化槽管理委託料	45
商工観光課	自動ドア保守点検委託料	11
商工観光課	消防用設備保守点検業務委託料	3
商工観光課	夜間警備保安業務委託料	27
商工観光課	観光施設管理・清掃業務委託料	738
商工観光課	ニセココンピュータ再整備基本設計業務委託料	2,000
商工観光課	ニセココンピュータ再整備測量調査設計業務委託料	459
都市建設課	分筆測量業務委託料	275
都市建設課	町道等維持管理業務委託料	1,745
都市建設課	林道小花井線法面改修実施設計業務委託料	281
都市建設課	町道等除雪委託料	15,739
都市建設課	町道豊里東通排水路概略調査測量設計業務委託料	165
都市建設課	橋梁点検改修設計業務委託料	2,106
都市建設課	遊具点検業務委託料	35
都市建設課	浄化槽管理委託料	31
都市建設課	公園管理業務委託料	876
都市建設課	桜ヶ丘公園管理業務委託料	175
都市建設課	浄化槽管理委託料	41
都市建設課	消防用設備保守点検業務委託料	35
都市建設課	受水槽清掃業務委託料	39
都市建設課	地下タンク漏洩検査等委託料	5
都市建設課	公営住宅複合改善工事実施設計業務委託料	825
都市建設課	住生活基本計画策定業務委託料	440
都市建設課	建築ガイドライン策定業務委託料	550
学校教育課	浄化槽管理委託料	13
学校教育課	健康診断委託料	4
学校教育課	機器保守委託料	123
学校教育課	図書システム運用保守業務委託料	21
学校教育課	外国語教育推進業務委託料	576
学校教育課	区域外就学児童委託料	3
学校教育課	公共施設管理業務委託料	568
学校教育課	夜間警備保安業務委託料	51
学校教育課	遊具点検業務委託料	9
学校教育課	浄化槽管理委託料	6
学校教育課	ボイラー点検整備委託料	42
学校教育課	電気保安業務委託料	21

担当課	委託業務	万円
学校教育課	消防用設備保守点検業務委託料	13
学校教育課	受水槽清掃業務委託料	15
学校教育課	暖房機保守点検業務委託料	36
学校教育課	床ワックス清掃委託料	37
学校教育課	昇降機設備保守点検業務委託料	15
学校教育課	公共施設管理業務委託料	408
学校教育課	夜間警備保安業務委託料	27
学校教育課	電気保安業務委託料	19
学校教育課	消防用設備保守点検業務委託料	13
学校教育課	暖房機保守点検業務委託料	48
学校教育課	床ワックス清掃委託料	17
学校教育課	昇降機設備保守点検業務委託料	13
学校教育課	北海道公立学校校務支援システム運用保守業務委託料	42
学校教育課	公共施設管理業務委託料	359
学校教育課	ボイラー点検整備委託料	9
学校教育課	電気保安業務委託料	15
学校教育課	消防用設備保守点検業務委託料	13
学校教育課	受水槽清掃業務委託料	12
学校教育課	暖房機保守点検業務委託料	23
学校教育課	床ワックス清掃委託料	9
学校教育課	夜間警備保安業務委託料	26
学校教育課	地下タンク漏洩検査等委託料	3
学校教育課	電動バスケットゴール保守点検業務委託料	15
学校教育課	ボイラー点検整備委託料	10
学校教育課	消防用設備保守点検業務委託料	3
学校教育課	暖房機保守点検業務委託料	9
学校教育課	床ワックス清掃委託料	3
学校教育課	寄宿舎管理業務委託料	780
幼児センター	遊具点検業務委託料	2
幼児センター	電気保安業務委託料	19
幼児センター	消防用設備保守点検業務委託料	4
幼児センター	床ワックス清掃委託料	23
幼児センター	夜間警備保安業務委託料	29
幼児センター	加湿器保守点検委託料	36
幼児センター	幼児センター管理業務委託料	263
幼児センター	給食業務委託料	1,089
町民学習課	機器保守委託料	8
町民学習課	浄化槽管理委託料	60
町民学習課	電気保安業務委託料	16
町民学習課	消防用設備保守点検業務委託料	8
町民学習課	夜間警備保安業務委託料	28
町民学習課	有島記念館除雪委託料	56
町民学習課	浄化槽管理委託料	51
町民学習課	館報データ作成業務委託料	5
町民学習課	デジタルコンテンツ作成業務委託料	38
町民学習課	パッケージ等デザイン委託料	10
町民学習課	収蔵資料複製品作成業務委託料	13
町民学習課	曾我地区歴史本作成業務委託料	65
町民学習課	広告宣伝業務委託料	95
町民学習課	自動ドア保守点検委託料	8

担当課	委託業務	万円
町民学習課	消防用設備保守点検業務委託料	2
町民学習課	空調機保守点検業務委託料	27
町民学習課	夜間警備保安業務委託料	27
町民学習課	学習交流センター運営委託料	1,539
町民学習課	図書システム運用保守業務委託料	32
町民学習課	精密水質検査委託料	8
町民学習課	プール濾過器保守点検委託料	5
町民学習課	町営水泳プール管理委託料	270
学校給食センター	学校給食配送等管理業務委託料	305
学校給食センター	ボイラー点検整備委託料	9
学校給食センター	自動ドア保守点検委託料	19
学校給食センター	電気保安業務委託料	35
学校給食センター	消防用設備保守点検業務委託料	2
学校給食センター	受水槽清掃業務委託料	8
学校給食センター	夜間警備保安業務委託料	28
学校給食センター	施設清掃業務委託料	51
学校給食センター	給食用設備機器保守点検委託料	16
町民学習課	ボイラー点検整備委託料	10
町民学習課	電気保安業務委託料	19
町民学習課	消防用設備保守点検業務委託料	23
町民学習課	夜間警備保安業務委託料	30
町民学習課	地下タンク漏洩検査等委託料	3
町民学習課	体育館休日・夜間管理委託料	306
町民学習課	運動公園管理委託料	686
保健福祉課	国民健康保険税納付書等印刷及び封入業務委託料	43
上下水道課	量水器検針委託料	351
上下水道課	システム開発委託料	177
上下水道課	精密水質検査委託料	660
上下水道課	公営企業会計移行業務委託料	1,408
上下水道課	自家発電機保守点検委託料	22
上下水道課	水道施設維持管理業務委託料	2,468
上下水道課	市街地区簡易水道配水管漏水調査業務委託料	300
上下水道課	精密水質検査委託料	132
上下水道課	水道施設井戸揚水試験業務委託料	157
上下水道課	水道水源電気探査業務委託料	341
上下水道課	市街地区簡易水道配水施設再整備基本設計業務委託料	3,670
上下水道課	水道施設実施測量設計業務委託料	4,604
上下水道課	公共下水道事業台帳作成業務委託料	29
上下水道課	下水道汚泥収集運搬処理委託料	209
上下水道課	下水道汚泥分析委託料	23
上下水道課	公営企業会計移行業務委託料	704
上下水道課	電気保安業務委託料	23
上下水道課	消防用設備保守点検業務委託料	3
上下水道課	床ワックス清掃委託料	3
上下水道課	夜間警備保安業務委託料	26
上下水道課	下水道管理センター維持管理委託料	2,851
上下水道課	下水道管渠清掃委託料	119
上下水道課	資機材価格調査業務委託料	129
保健福祉課	後期高齢者医療保険料納付書等印刷及び封入業務委託料	40

Q.07 ふるさとづくり寄付の状況はどのようになっていますか？

ニセコ町のまちづくりに共感した町内外の皆さんが、関心を寄せる政策に“寄付”という形で協力できる制度です。

令和3年度にいただいた寄付は、ニセコ町開町120周年に係る記念誌作成や映像作成、桜ヶ丘公園のカタクリ群生地 の保全、幼児センターや町内各学校の運営に係る備品購入、公営塾の開催支援など子育て環境の充実を図る事業に充てる予定です。

なお、平成30年度からは、より寄付をいただく方の意向を反映できるよう、寄付項目を増やし、また寄付をいただいた皆様に、ニセコを身近に感じていただけるような気持ちの品などをお届けする取り組みを開始しました。また、寄付をいただいた方とのつながりをより一層深めるため、希望された方には「ふるさと住民票」として「ニセコアンカード」を発行する取り組みも行っております。

[平成30年4月1日～令和4年3月31日]

寄付項目（分野）	寄付件数	寄付金額(円)
森林資源の維持、保全及び整備に関する事業	640件	16,828,000
環境保全及び景観維持、再生に関する事業	376件	19,422,000
自然エネルギー及び省エネルギー設備の整備に関する事業	92件	2,772,000
有島武郎に関する資料収集及び有島記念館に関する事業	62件	6,343,953
住民自治の醸成又はコミュニティの推進に関する事業	30件	1,660,000
教育、スポーツの振興及び子育て環境整備に関する事業	487件	17,597,000
住民福祉及び生活環境整備に関する事業	127件	3,931,000
NPO及びボランティア組織の活動に関する事業	22件	718,928
産業振興に関する事業	173件	7,317,000
その他まちづくりに関する事業	399件	43,936,272
町長が特に指定する事業 事業名：（未指定）	0件	0
合 計	2,408件	120,526,153

企業版ふるさと納税(共感パートナーシッププロジェクト)

令和2年(2020年)4月からは企業版ふるさと納税の運用を開始しました。今後もニセコ町のまちづくりに共感していただける企業とともに、多様な参加・パートナーシップによる個性あるふるさとづくりを進めていきます。

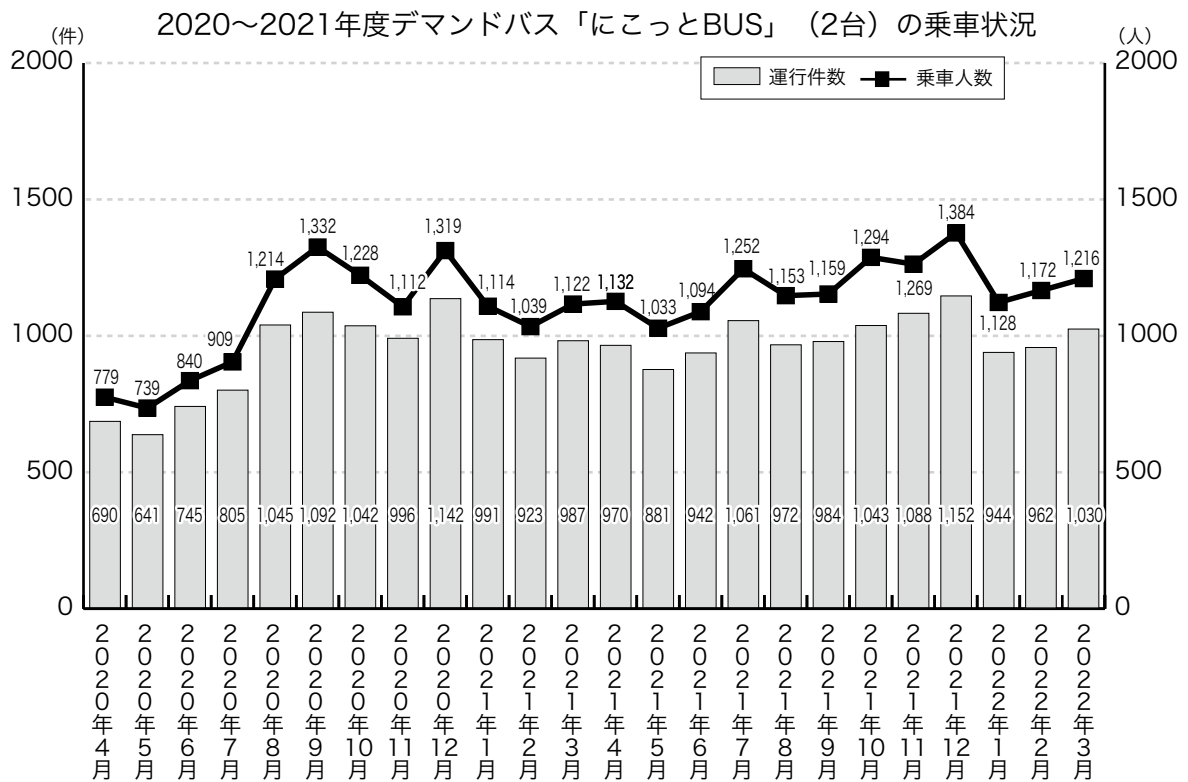
[令和2年4月1日～令和4年3月31日]

寄付内容	寄付件数	寄付金額(円)
鉄道文化遺産の保存・展示・体験	1件	500,000
地域のヘルスケア充実	1件	30,000,000
ローカルスマート交通	1件	2,200,000
SDGs・SDGs街区	5件	7,200,000
合 計	8件	39,900,000

Q.08

デマンドバス「にこっとBUS」の状況はどのようになっていますか？

「にこっとBUS」は、事前に電話予約をして、乗り合い形式により目的地まで運行します。
 自宅や目的地が停留所となり、待ち時間が少なく、冬場でも安心して乗車することができます。
 TEL:0136-43-2200



Q. 09

除雪の状況と除雪に関する助成制度はどうなっていますか？

町では、除雪の必要な町道や公共施設などを民間事業者へ委託し除雪および排雪を行っています。

除雪車の出動については、朝の時点で降雪量がおおよそ12.5センチメートルを目安としていますが、雪が降り続けているときなどは、効率的・効果的に作業を進めるため、すぐに出勤しない場合があります。通常日中から夜間に降った雪の除雪作業を早朝に実施し、みなさんの通勤・通学時間までには極力除雪を終わらせる体制をとっています。

ほかにも強風によって吹き溜まりがひどい状況であったり、圧雪などによって事故の危険性がある場合、わだちがひどい時やパトロールによって必要と判断されたときは出動となります。

○除雪に関する助成制度

●生活道路の除雪費補助

冬期間における町民のみなさんの生活道路を確保するため、次のような路線には除雪費の補助制度があります。

■補助の要件(一部)

- ・町道であるが、道路幅が狭いなどの理由から町が除雪を行っていない路線
- ・町道でない生活道路で、受益戸数が3戸以上でおおむね100m以上の路線

■申請締切/1月31日(予定)

■問 合 せ/都市建設課土木管理係

●高齢者宅の除雪事業

町では高齢者宅の私道や住宅周辺の除雪について、次の事業を行っています。

高齢者私道除雪サービス事業

65歳以上の高齢者世帯で、公道から自宅までの私道の距離が30m以上ある場合は、降雪時に私道の除雪を行います。

■対 象 者/65歳以上のみの世帯、65歳以上と除雪が困難な障がい者の世帯

■助 成 額/費用の7割

■申込締切/11月(予定)

■問 合 せ/保健福祉課福祉係

除雪派遣サービス事業

高齢者や障がいのある人を対象に、積雪時住宅周辺(窓の明かりとり・屋根の雪下ろし)の除雪を社会福祉協議会に委託して行います。

■対 象 者/65歳以上の身体・精神に障がいのある世帯、65歳以上で収入額が200万円以下の世帯

■助 成 額/障がい:100円/時間、高齢者:500円/時間

■申込締切/12月(予定)

■問 合 せ/ニセコ町社会福祉協議会(TEL 0136-44-2234)

高齢者住宅前通路除雪費扶助事業

住民税非課税の高齢者世帯について、住宅前通路の除雪を業者などに委託している経費の一部について扶助します。

■対 象 者/町民で70歳以上の非課税世帯

■助 成 額/契約額が5万円を超えた場合のみ、超えた金額の3分の2を助成(上限5万円)

■申込締切/3月(予定)

■問 合 せ/保健福祉課福祉係

Q. 10

人件費の概要はどのようになっていますか？

○一般会計における人件費の状況(令和2年度決算)

人件費には、職員のほかに町議会議員、非常勤特別職、会計年度任用職員にかかる報酬、給料、手当、共済費、負担金などが含まれます。

一般会計歳出額	実質収支	人件費	歳出額に占める 人件費の率	(参考)令和元年度の 人件費率
70億8,651万円	1億6,936万円	10億5,835万円	14.9%	16.8%

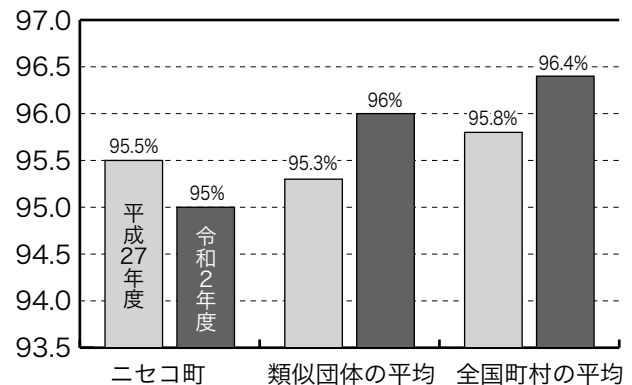
ラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100としたときの自治体職員の給与水準を示すものです。

ニセコ町の場合、令和2年度(2020年度)は95.0%なので、国家公務員より5%水準が低いことになります。

*類似団体の平均

類似団体とは、人口規模や産業構造が類似している団体(市町村)のことです。類似団体の平均とは、類似団体のラスパイレス指数を単純に平均したものです。



○特別職の報酬

町長や議会議員などの報酬は、町民のみなさんで構成する「議員報酬等審議委員会」で検討します。審議委員会では、町長からの依頼を受けて、具体的に報酬額や改正の期日を検討し、委員会での決定事項を町長に伝えます。

町長は、委員会の決定事項を尊重して改正条例を町議会に提出し、議決を受けます。

区 分	ニセコ町	ニセコ町	後志管内町村平均	全道町村平均
町 長	670,000円	670,000円	674,000円	727,555円
副 町 長	570,000円	570,000円	583,789円	609,462円
教 育 長	520,000円	520,000円	539,579円	559,940円
議 長	258,000円	258,000円	256,474円	268,603円
副 議 長	205,000円	205,000円	203,368円	214,874円
議 員	170,000円	170,000円	171,421円	185,640円
	令和4年(2022年) 4月1日現在		令和3年(2021年) 4月1日現在	

○一般職の給与

一般職の職員給与は、人事院の勧告に基づいて行われています。職員給与の詳細については、広報ニセコ8月号でお知らせします。

区 分	ニセコ町	後志管内町村平均	全道町村平均
職員一人当たりの 平均給料月額	307,500円	296,558円	298,265円
職員一人当たりの 平均給与月額※	339,920円	330,544円	333,975円
職員の平均年齢	41.8歳	40.3歳	40.7歳
		令和3年(2021年) 4月1日現在	

※平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもの

○職員の数

令和4年(2022年)4月1日現在 92人(特別職及び再任用職員を除く)

Q.11

各種施設の維持管理経費はどの程度かかっているのですか？

町の主な施設の維持管理に必要な経費をみると、次のようになります。町では、サービスの質を確保しながら経費の削減に努めます。

万円

施設名	合計	管理委託費	光熱 燃料費	修繕費	その他	使用料等 の収入
希望ヶ丘寮(ニセコ高校寄宿舎)	1,708	795	281	20	612	790
ニセコ高校校舎	1,208	484	444	30	250	1
ニセコ高校農場	791	10	309	112	360	199
教職員住宅	160	13	1	70	76	871
中学校	1,190	545	466	150	30	0
小学校(ニセコ、近藤)	2,059	815	964	237	44	0
中央倉庫群	989	862	6	45	76	64
コミュニティFM放送局	459	272	87	57	43	0
学校給食センター	1,644	474	907	243	20	0
町営住宅	2,449	120	160	1,780	389	11,649
河川維持費	905	21	0	851	33	36
公園(8施設)	1,472	1,116	61	180	115	0
道路	6,870	2,025	0	4,638	207	0
除排雪対策費(道路)	16,955	15,738	630	16	571	0
水道施設	5,573	3,151	383	901	1,138	11,026
下水道管理センター(下水道処理)	4,339	1,861	643	990	845	4,667
道の駅ニセコビュープラザ	1,635	1,092	443	0	100	680
ニセコ駅・五色野営場・アンヌプリ地区トイレ	475	180	165	40	90	124
五色温泉インフォメーションセンター	340	285	15	6	34	0
ニセコ駅前温泉綺羅乃湯	111	0	0	0	111	0
国際交流施設(北海道インターナショナルスクール)	3	1	0	0	2	0
職員住宅	133	0	0	33	100	536
町有施設(旧宮田小学校など)維持管理	649	6	84	53	506	501
役場庁舎	1,595	748	671	33	143	1
町長公用車管理	124	0	65	26	33	0
運動公園	896	687	54	105	50	79
学習交流センター「あそぶっく」	2,743	63	288	2,335	57	0
プール	363	275	59	3	26	0
テニスコート	29	0	10	0	19	9
町民グラウンド	1	0	1	0	0	0
陸上競技場	76	0	1	69	6	0
総合体育館	2,391	390	880	352	769	26
有島記念館、有島記念公園	914	228	388	61	237	403
有島記念館鉄道遺産群	94	0	13	2	79	3
西富地区町民センター	52	19	17	3	13	0
地域コミュニティセンター(6施設)	269	99	0	125	45	0
町民センター	2,678	1,402	508	20	748	415
墓地	98	58	7	28	5	6
ニセコ斎場	401	227	64	2	108	50
一般廃棄物最終処分場(ごみ処理)	653	434	115	2	102	0
羊蹄衛生センター(し尿処理)	3,932	0	0	0	3,932	0
町営牧場	782	138	1	2	641	175
家畜共進会場	13	0	2	1	10	2
ニセコこども館	194	38	82	5	69	522
幼児センター「きらっと」	2,659	263	498	1,761	137	1,366
経費合計	90,793	51,077	10,383	15,851	13,483	34,212
【参考】令和3年度経費合計	80,244	49,108	9,885	4,810	16,441	35,045

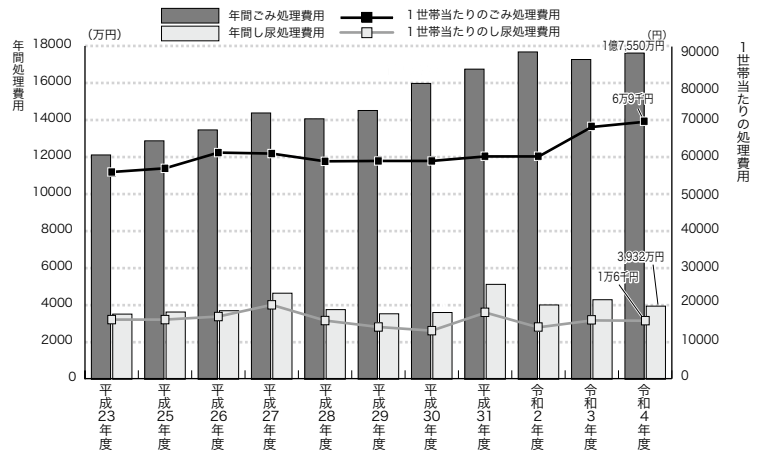
Q. 12

ごみ(資源)の処理経費などはどうなっていますか？

○ごみ(資源)処理にかかる経費

今年度のごみ(資源)処理経費は1億7,550万円で、し尿処理経費は3,932万円となっています。1世帯当たりで見ると、ごみ処理費は6万9千円で、し尿処理費が1万6千円となっています。

- し尿処理費: 組合負担金 予算額
- ごみ(資源)処理経費: 廃棄物対策+含水銀処理+資源物処理+廃棄物広域処理+じん介収集+不法投棄+最終処分場のそれぞれの予算額

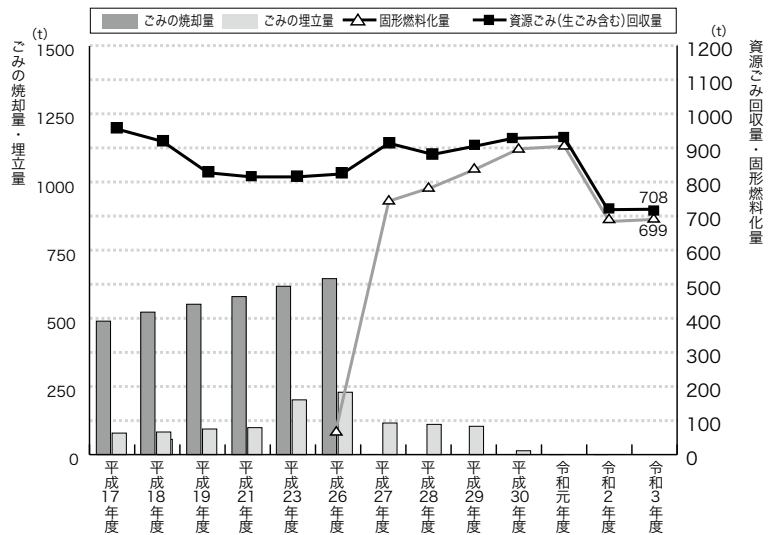


○ごみ(資源)処理量の推移

ごみの量は、年々増加傾向でしたが、新型コロナウイルスの影響により減少しました。

平成27年(2015年)3月から「燃やすごみ」は固形燃料にし再利用しています。このため、平成27年度以降は、ごみの焼却は行っていません。

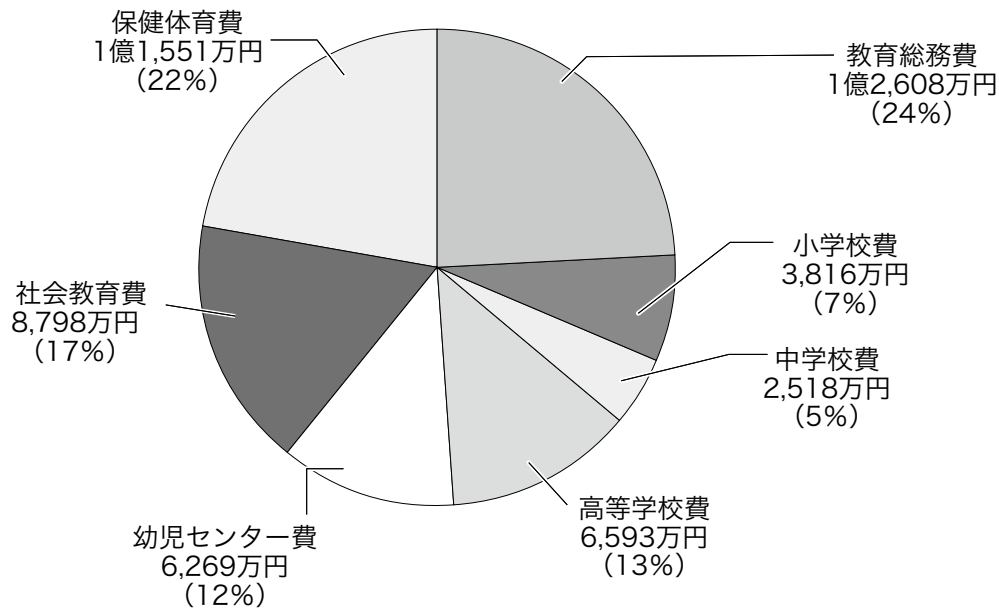
みなさんの協力によりごみの減量化に取り組んでいます。地域の環境保全のために、ごみの減量化にご協力をお願いします。



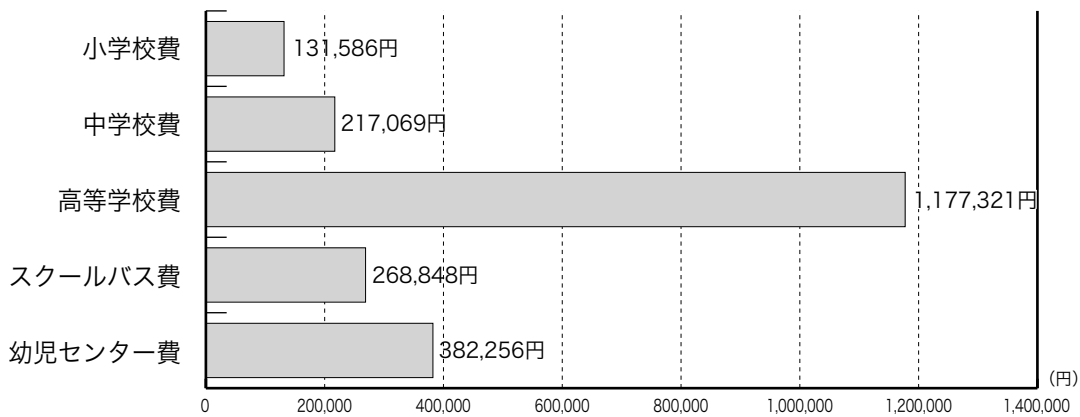
Q. 13

子どもたちの教育にはどのくらいのお金がかかっていますか？

■令和4年度の教育関係予算 5億2,153万円(人件費を除く)



○子ども一人当たりで計算してみると



○今年の児童生徒数は

令和4年4月現在の各学校の児童生徒数(昆布小学校)はニセコ町内の児童数のみ)は下記のとおりです。

学校名	ニセコ小学校	近藤小学校	昆布小学校	ニセコ中学校	ニセコ高等学校
令和4年	243	47	2	116	56
令和3年	241	44	0	102	52
増減	+2	+3	+2	+14	+4

幼児センター	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
短時間				12	4	11	27
長時間	5	16	24	31	29	32	137
合計	5	16	24	43	33	43	164

Q. 14 令和2年度にはどのくらいのお金が使われたのですか？(町の決算)

○令和2年度に使われたお金は72億5,843万円

町の会計は、3月に年度末を迎えます。その後2か月間は「出納整理期間」と呼ばれる精算期間を経て、収入額や支出額が確定します。そして、町議会の決算特別委員会で決算の内容を審議し、9月または12月の定例町議会で承認され公表されています。

ここでは、令和2年度(2020年度)の各会計の決算状況をお知らせします。詳しくは、「広報ニセコ」令和3年(2021年)10月号をご覧ください。

◎各会計の決算状況

会計名	会計の内容	当初予算額	決算額	
			収入	支出
一般会計	町の一般的な仕事をする会計で、下記の特別会計を除いたものです。令和元年度からの繰越事業に係る予算も含まれます。	64億2,000万円	72億5,843万円	70億8,651万円
国民健康保険事業特別会計	国民健康保険税などを収入に、加入者の医療費の給付などを行います。	2億1,300万円	2億2,957万円	2億2,855万円
後期高齢者医療特別会計	主に75歳以上の被保険者と国、道、市町村、他の健康保険の被保険者が定められた費用を負担して医療費の給付などを行います。	5,920万円	5,849万円	5,846万円
簡易水道事業特別会計	水道使用料を収入に、水源地などの施設や配水管の維持管理、未普及地域の整備などを行います。	2億9,800万円	3億3,954万円	3億3,905万円
公共下水道事業特別会計	下水道使用料を収入に、下水道管理センターでの汚水処理や汚水管の維持管理などを行います。	1億8,500万円	1億8,249万円	1億8,204万円
農業集落排水事業特別会計	下水道使用料を収入に、蘭越町との広域事業により終末処理場で汚水処理を行います。	560万円	506万円	492万円
合計		71億8,080万円	80億7,358万円	78億9,953万円

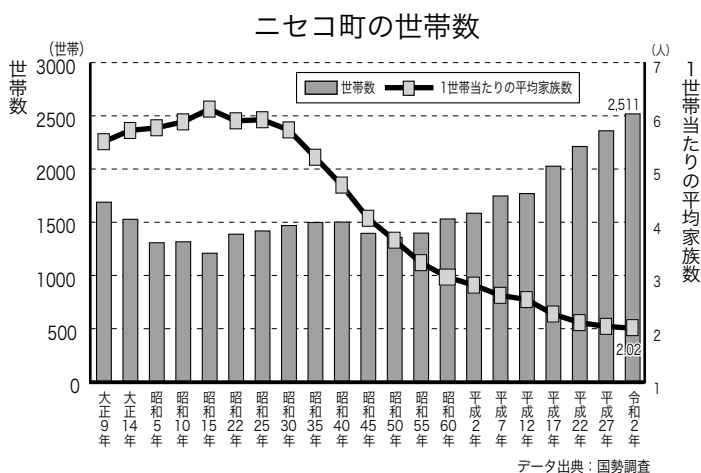
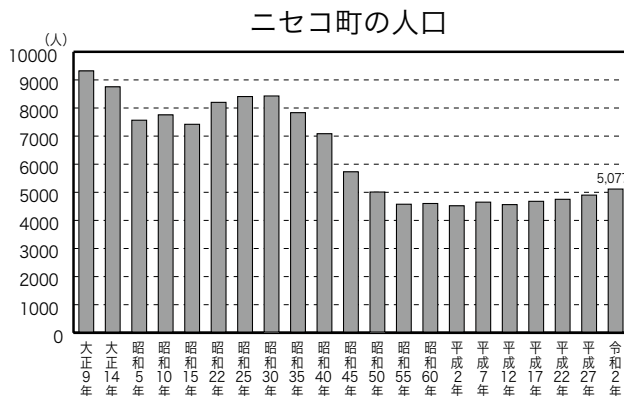
Q. 15 ニセコ町の人口(外国人)推移はどうなっていますか？

○ニセコ町の人口の状況

町の人口の推移を見てみると、最も多かった年は大正9年(1920年)で9,330人。その後、戦争の影響で人口は減りますが、戦後は回復し昭和29年(1954年)に再度ピークを迎えます。そして、昭和50年代まで減少した後緩やかに増加しており、令和4年(2022年)3月31日の人口は4,887人となっています。

なお、ニセコ町の合計特殊出生率(一人の女性が一生のうちに産む子どもの数)は令和元年(2019年)の調査では1.89で、全国平均1.36(令和元年)や全道平均の1.24(令和元年)より上回っています。

合計特殊出生率が2.07を下回ると、人口は減少するといわれており、高齢化率の上昇傾向とあわせて、ニセコ町でも少子高齢化が進んでいる状況にあります。

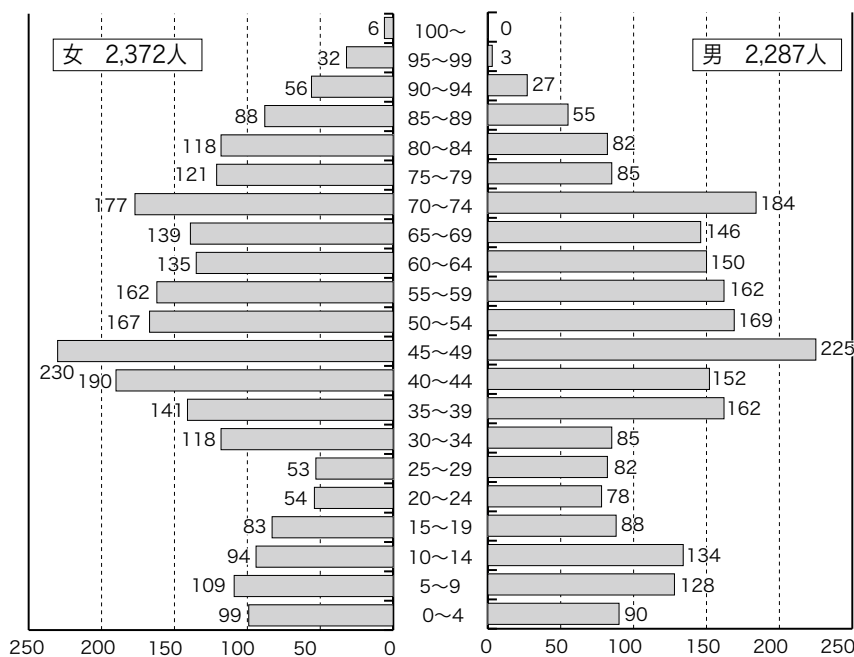


データ出典：国勢調査

○人口ピラミッド

5歳段階別の人口内訳

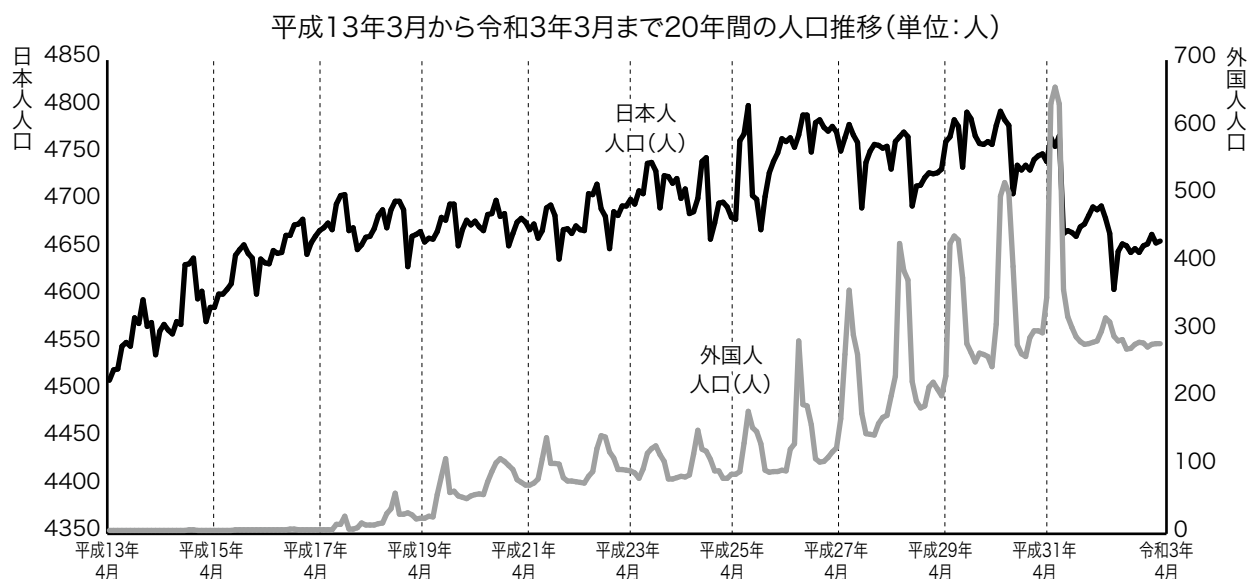
(令和4年2月末現在)



○ニセコ町の人口の推移

平成17年(2005年)ごろから、外国人観光客の増加に伴い、冬季の観光シーズンに合わせて季節労働のために転入する外国人が増え、定住化するケースも多くなってきたことが、人口増加の大きな要因といえます。

また、まちづくりの進展とともに、日本人の移住者も増加傾向が続いています。令和2年(2020年)1月には、5,419人(うち外国人660人)と、ニセコ町の人口がもっとも減った平成2年(1990年)3月(4,483人)に比べ906人の増となりました。しかし、世界的な新型コロナウイルスまん延の影響を受け、令和2年(2020年)3月以降は日本人、外国人ともに減少し、冬季に入っても例年のように増加しない状況となっています。

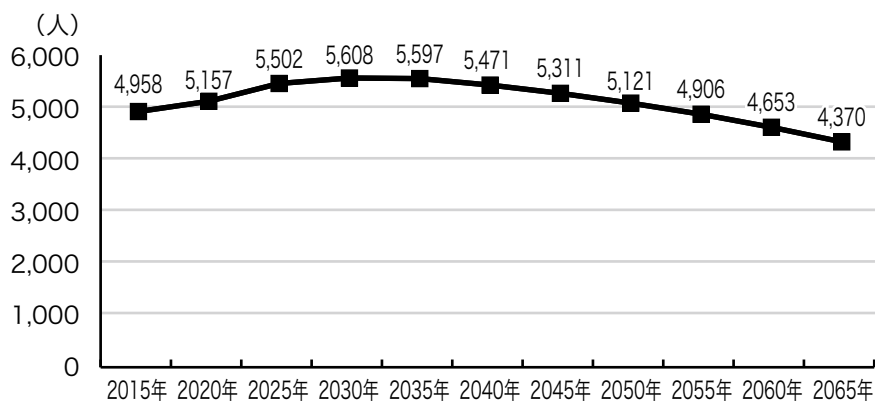


○将来人口の推計

2020年度、「第2期ニセコ町自治創生総合戦略」の策定にあたり将来人口の推計を行ったところ、人口は5,608人(2030年)まで増加した後、緩やかに減少して、2065年には4,370人になると見込んでいます。

〈将来人口推計の仮定の考え方〉

- ①合計特殊出生率を、2040年に向け1.8に上昇させる。
- ②人口の純移動率は2010～2015の国税調査に基づく移動率が2040年以降継続する。
- ③平成27(2015)年からの10年間で500人分の住宅整備を目指す。
- ④「SDGs未来都市計画」に基づき、2022～2031年に420人が居住する住宅を開発する。



リサイクルされるごみ

Recyclable garbage (free of charge)

無料

回収：週1回(資源ごみ保管庫は毎日)

Collection : once a week
(Warehouse for recyclable garbage opens everyday)

カン

Can



※洗ってから透明袋に入れてください
Put it in a transparent bag after you've washed

ビン

Glass bottle



※キャップをはずし、洗ってから透明袋に入れてください
Put it in a transparent bag after you've washed (Remove the cap)

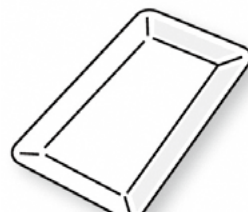
ペットボトル

Plastic bottle



白色トレイ

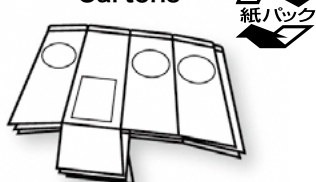
White color plastic container



※洗ってから透明袋に入れてください
Put it in a transparent bag after you've washed

紙パック

Cartons



※洗って切り開き、30枚ぐらいで束ねてしばってください
Wash, cut open and tie together

紙容器

Paper container



※汚れた物は洗ってから透明袋に入れてください
(汚れの取れないものは燃やすごみへ)
Put it in a transparent bag after you've washed
(If it cannot be clean, dispose it as a Burnable garbage)

その他プラスチック

Plastic container



新聞・チラシ

Newspaper and flier



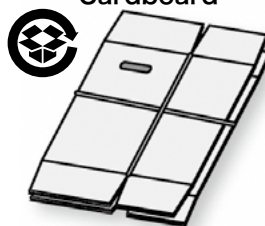
雑誌

Magazine



ダンボール

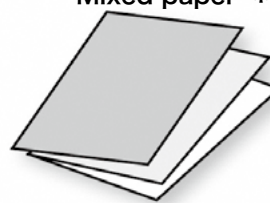
Cardboard



※5kgぐらいで束ねて、しっかりしばってください
Tie together with each 5kg

ミックスペーパー*

"Mixed paper"*



※下地の白い紙袋に入れてください
Put it in a white paper bag

○粗大ごみの処理は収集事業者へ申し込んでください(有料)

粗大ごみの処理は、品目や大きさによって費用が異なります。詳しくは直接、収集事業者へお問い合わせください。

■回収：随時(申込み)

■収集事業者

- (有)塚越産業 ☎44-2630
- (有)中野産業 ☎58-2755
- (有)牧野組 ☎58-2474
- (有)高山デンキ ☎44-2938



○ごみ分別に迷ったら

「ごみの品目別分類一覧表」をご覧ください。また、この冊子に掲載されていない品目で、分別の仕方が分からないときなども気軽にお問い合わせください。ごみ分別アプリ配信中!



Android版



iOS版

■問合せ

町民生活課生活環境係 ☎0136-44-2121



*ミックスペーパー=破くと白い繊維が見える紙
"Mixed paper"=The paper that is made of white fibers

町指定ごみ袋に入れるごみ

Recyclable garbage as compost(charged)

有料

生ごみ(生資源)

Kitchen waste

回収:週2回

Collection : twice a week

※たい肥の原料となりますので、しっかり水切りをしてください。貝殻、大型の骨などは燃やすごみへ

Drain it well. Chicken bone, shell, peach stone, and other one should be disposed as a Burnable garbage



燃やすごみ

Burnable garbage

衛生ごみ

Sanitary Waste

※紙おむつ、生理用品、ペットシートです

回収:週1回

Collection : once a week
(Burnable garbage・Sanitary Waste)

※「燃やすごみ」は細かく砕き、乾燥、圧縮してペレット状の「固形燃料」にします

Be used as a material of compost at the compost factory in Niseko Town

※衛生ごみは「燃やすごみ」の指定袋で排出します。透明、半透明、黒色のポリ袋に入れて、他のごみと一緒にしてもよいです。

Be used as a material of compost at the compost factory in Niseko Town



燃やさないごみ

Non-burnable garbage

回収:月2回

Collection : twice a month
(Non-burnable garbage)

※食品などのカスは洗い流してください

Wash away a stain



専門の処理が必要なごみ

Garbage that is required special treatment (free of charge)

無料

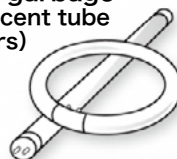
回収:月1回

Collection : once a month

有害ごみ

(蛍光管、水銀温度計など)

Harmful garbage
(Fluorescent tube and others)



※透明袋に入れてください
Put it in a transparent bag

その他ごみ

(乾電池など)

Battery



※透明袋に入れてください(ニカド電池は電気店へ)

Put it in a transparent bag
(Excluding the NiCad battery)

○町指定ごみ袋について

町指定のごみ袋は、燃やすごみ、燃やさないごみ、生ごみ、となっています。

容量、枚数、価格は次の表の通りです。

町指定のごみ袋をご購入のうえ、しっかり分別し収集日の朝8時までにお住いの地区のごみステーションに出してください。

違反したごみは収集しませんので、ルールを守って排出しましょう。



Price list of designated bag

容量 size	枚数 number of bags	燃やすごみ Burnable	燃やさないごみ Non-burnable	生ごみ(生資源) Kitchen waste
5ℓ	20枚入り			400円
10ℓ	20枚入り	800円	800円	600円
20ℓ	10枚入り	600円	600円	
30ℓ	10枚入り			600円
45ℓ	10枚入り	1,000円	1,000円	

ニセコ町まちづくり基本条例

町では、平成12年(2000年)12月まちづくり基本条例を制定し、平成13年4月1日から施行しています。まちづくり基本条例では、私たち町民が日々の実感として「住むことが誇りに思えるまち」をつくり、次の世代に素晴らしいまちを引き継ぐため、私たちの権利や責任を明らかにしています。

まちづくり基本条例は、「育てる条例」として4年に一度の見直しが義務付けられています。平成30年度に4回目の答申を終えました。「まちづくり基本条例」を将来に向け育てていくために、みなさんのご意見をお寄せください。

ニセコ町まちづくり基本条例

(平成12年12月27日条例第45号)

(前文)

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でのよこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

第2章 まちづくりの基本原則

(情報共有の原則)

第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

(情報への権利)

第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

(説明責任)

第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。

(参加原則)

第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。

第3章 情報共有の推進

(意思決定の明確化)

第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

(情報共有のための制度)

第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

(情報の収集及び管理)

第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。

4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。

(まちづくりにおける町民の責務)

第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(まちづくりに参加する権利の拡充)

第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

第5章 コミュニティ

(コミュニティ)

第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

(コミュニティにおける町民の役割)

第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。

(町とコミュニティのかかわり)

第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。

第6章 議会の役割と責務

(議会の役割)

第17条 議会は、町民の代表から構成される町の意思決定機関である。

2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。

(議会の責務)

第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。

2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。

3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

(議会の組織等)

第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

(議会の会議)

第20条 議会の会議は、討議を基本とする。

2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。

2 前項ただし書により非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。

(議会の会期外活動)

第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。

2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。

(政策会議の設置)

第23条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。

2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。

(議員の役割及び責務)

第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。

2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。

第7章 町の役割と責務

(町長の責務)

第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

(就任時の宣誓)

第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。

(執行機関の責務)

第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

(政策法務の推進)

第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。

(危機管理体制の確立)

第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

(組織)

第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、

相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

(審議会等の参加及び構成)

第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

2 前項の委員の構成に当たっては、一方の性に偏らないよう配慮するものとする。

(意見・要望・苦情等への応答義務等)

第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。

2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。

3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

(意見・要望・苦情等への対応のための機関)

第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。

(行政手続の法制化)

第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。

(法令の遵守)

第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものとする。

第8章 計画の策定過程

(計画過程等への参加)

第36条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。

2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

- (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報
- (2) 代替案の内容
- (3) 他の自治体等との比較情報
- (4) 町民参加の状況
- (5) 仕事の根拠となる計画、法令
- (6) その他必要な情報

(計画の策定等における原則)

第37条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨のっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。

2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画

との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

(1) 法令又は条例に規定する計画

(2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。

(1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容

(2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

(計画策定の手続)

第38条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

(1) 計画の概要

(2) 計画策定の日程

(3) 予定する町民参加の手法

(4) その他必要とされる事項

2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

(計画進行状況の公表)

第39条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。

第9章 財政

(総則)

第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

(予算編成)

第41条 町長は、予算の編成に当たっては、編成過程の透明性に留意し、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

(予算執行)

第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

(決算)

第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

(財産管理)

第44条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、

財産の管理計画を定めるものとする。

- 2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。
- 3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。

(財政状況の公表)

第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

第10章 評価

(評価の実施)

第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。

(評価方法の検討)

第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。

- 2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。

第11章 町民投票制度

(町民投票の実施)

第48条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。

(町民投票の条例化)

第49条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

- 2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第12章 連携

(町外の人々との連携)

第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

(近隣自治体との連携)

第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。

(国際交流及び連携)

第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分

野における国際交流及び連携に努めるものとする。

第13章 条例制定等の手続

(条例制定等の手続)

第54条 町は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、その過程において、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
- (2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合
- (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合

2 町は、前項(同項ただし書きを除く)により作成した条例案をあらかじめ公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

4 提案者は、前3項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

第14章 まちづくり基本条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(条例等の体系化)

第56条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

第15章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。